

令和7年12月3日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤芳則	2番 鈴木深由希	3番 竹田恵
4番 増田誠宏	5番 片岡宏文	6番 細美克浩
7番 國重清隆	8番 山田真一郎	9番 重信好範
10番 新田真一	11番 徳岡真紀	12番 掛田勝彦
13番 藤岡一弘	14番 中原秀樹	15番 月橋寿文
16番 藤井憲一郎	17番 山村恵美子	18番 宮戸稔
19番 保実治	20番 弓掛元	21番 横光春市
22番 小田伸次		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長 福岡誠志	副市長 細美健
副市長 山崎輝雄	総務部長 桑田秀剛
経営企画部長 笹岡潔史	地域共創部長 吞谷巧
市民部長 松本英嗣	福祉保健部長 菅原啓子
子育て支援部長 中村徳子	市民病院部長 細美寿彦
産業振興部長 （併農業委員会事務局長） 児玉隆	建設部長 濱口勉
危機管理監 山田大平	情報政策監 東山裕徳
教育長 迫田隆範	教育部長 宮脇有子
教育部次長 豊田庄吾	監査事務局長 坂田保彦 （併選舉管理委員会事務局長）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 明賀克博	次長 後藤賢
議事係長 岸田博美	政務調査係長 福間友紀
政務調査主査 脇坂由美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一般質問 新田真一 中原秀樹 鈴木深由希 伊藤芳則
第 2	議案第102号	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

令和7年12月三次市議会定例会議事日程（第4号）

(令和7年12月3日)

日程番号	議案番号	件名
第 1		一般質問 新田真一.....239 中原秀樹.....255 鈴木深由希.....274 伊藤芳則.....286
第 2	議 102	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）.....302

~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び御視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は一般質問の3日目を行います。

ただいまの出席議員数は22人であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、御報告いたします。本日の一般質問に当たり、新田議員、鈴木議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については、タブレットにデータを掲載、傍聴の皆様には紙資料でお示しております。

以上で報告を終わります。

本日の会議録署名者として、掛田議員及び藤岡議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（山村恵美子君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 皆さん、おはようございます。会派未来、新田真一でございます。議長のお許しを得まして、本日は大きく2項目について一般質問を行います。

1項目め、学びの多様性を保障する教育環境の整備の取組ということで、学びの多様化学校の開設、小規模特認校の開設について、まず質疑を行ってまいります。

まず、学びの多様化学校の開設ということがこの間検討、論議されて、開設の方向に向かっていると思いますが、現在の、あるいは近年の不登校児童生徒の現状、さらに多様化学校の文部科学省の手引きにも示されていますが、不登校傾向のある児童生徒、これらも入学の対象となり得るというふうに示されていますが、三次市の場合、そういった不登校傾向にあるという子供たちはどういった現状であるのか、どれぐらいいるのかということをお願いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） おはようございます。今年度の不登校児童生徒も含めてということであるかもしれませんけれども、まず昨年度、令和6年度の不登校の状況ということで数値を申し上げますと、不登校児童数は38名、全児童数の1.67%、中学校の不登校生徒数は66名で全生徒数の6.27%でございます。また、不登校傾向ということにつきましては、御承知かと思います

けれども、これは明確な定義というものがございませんので、正確な数値として私どもでお答えできるものは持ち合わせておりません。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番（新田真一君） 不登校傾向ということについての明確な数値はないというふうなお答えだったので、それが報告と聞いておきます。

では、学びの多様化学校の開設に向けてのスケジュール、とりわけ今年度内にどれだけの準備をしていかなければならないということがとても気になっています。なぜなら、本議会へは学校条例、施設条例の新設校の新設はまだなされていません。さらに来年開設、開設といつても子供は来ないんですよ、準備の期間、準備のために費やす中身は膨大だらうと思います。そのための教職員の人事も要るのではないかといろいろ気になることがありますので、来年度4月までのスケジュールをお願いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長（迫田隆範君） 9月にも全員協議会のほうでお示しをさせていただいたところもございますけれども、スケジュールにつきましてはお示しをしているもの以上のところを具体的に申し上げるのはなかなか難しい状況にございますが、現在設置場所とする候補地あるいは特別な教育課程などの具体的な制度設計を進めているところです。今後のスケジュールとしましては、例えば関係地域との協議を踏まえて、今年度中に設置場所は選定していきたいということ、そして今年度末には文部科学省へ申請書を提出するという形で、1年後の開校という見通しについて一定程度の手続を進めていくという予定であります。したがって、こういったところについて取組はもちろん、おっしゃっていただいたように、例えば膨大な情報の整理もございますし、準備もございますけれども、新たに教職員の人事ということで申しますと、開設する開校年度から配置をする予定でございまして、来年度、開校前年度につきましては教育委員会の事務局において準備作業を進めてまいります。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番（新田真一君） 多様化学校を設置して、その制度を進めていくためには、教育委員会会議においてその設置要綱というのを定めんといけんというふうにいろいろ調べて思いました。

9月から、いや今年度中の教育委員会会議の分をめくっても、この設置要綱を協議し、決定したという跡は見られません。学校は今年度中に決めるときおっしゃった。設置要綱にはどこどこ学校に置くとか決めてやいけんですよね。これがいまだに決められていないのはなぜですか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

[教育長　迫田隆範君　登壇]

○教育長（迫田隆範君）　繰り返しになりますけれども、今現在、設置場所とする候補地をある程度具体的な、どんな候補地があるかというところを情報として整理いたしている段階でございますので、したがってそういった部分をしっかりと精査して、先日のほかの議員からの御質問もありましたように、様々な、設置をする検討の場所についてのいろいろな情報の整理をいたしました後に、最適な部分というのを今年度中には、決定というか一定程度決めていくということは考えております。そういった意味でいうと、それが決まらないと実際に、例えば教育委員会会議で議決を得るとか審議をしていく、そういったことにならないということがございますし、文部科学省のほうとも連携をしているんですけれども、やはり開校1年前からの申請ということではないと、一定程度具体的な手続というところはなかなか対応ということにならないということになっている状況もございます。したがって、今年度3月には文部科学省へ申請書類を提出するというところから具体的なスタートということになろうかと考えております。

（10番　新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　新田議員。

[10番　新田真一君　登壇]

○10番（新田真一君）　多様化学校の視察に福岡に行ってきました。その後気になるので何回か電話での問合せを行いました。その問合せの答えはこうでした。開設1年前に学校の人事を行い、校長、教頭始め教職員を置いて、その皆さんのが開設のための準備を進めたと。教育課程ありますと。普通ではないので非常に複雑で、さらに地域との連携、そして保護者に向かって学校説明会や面談、これを教育委員会でやられるんですか、三次市の場合は。

もう一つ気になることがあります。多様化学校のための学校施設、廃校を利用するのか、既存のものを利用するのかというのにはありますが、いずれにしても今までどおりの教育課程の学校のスケールでは駄目だと。要は個別の部屋を造ったり、相談室を増やしたり、あるいは子供たちがくつろげる部屋を増築したり、そういったことに対する予算づけがされる。文部科学省からも補助金が出ると、そういうのがありましたけれども、三次市教育委員会は、今年度内に人事も含めて準備は進めないということでおろしいですか。

（教育長　迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

[教育長　迫田隆範君　登壇]

○教育長（迫田隆範君）　先ほど申し上げましたように、この学びの多様化学校についての制度設計というのは、多様にわたるものがございます。もちろんおっしゃったように施設、あるいは人事、そして教育内容、様々にあるわけですけれども、できる範囲での、例えば具体的な教育課程の在り方でありますとか、あるいはまたいろいろな施設として、一定程度どういったものがその施設の中で必要かというふうなところについては、具体的な検討というのもも進めております。しかし一方で、おっしゃったように、ではそれを具体的に改修が必要であれば予算づ

けのこともまたお諮りをさせていただくことも必要かと考えておりますし、そういう部分について、できるだけ今年度内にできるものについては具体的な準備を進めていく。そして、人事ということについては、先ほど申し上げましたように、来年度については教育委員会の事務局の中で準備作業を行って開校年度に正式な人事を配置していくということで今進めております。なお、このことにつきましても、私どもも視察というものもしておりますし、情報収集もいたしております。そういう中で、具体的な取組のスケジュールというのもきちんと考えながら行っているというところはございます。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 繰り返しますけれども、私が視察した多様化学校と、その後終わってからも何回か電話でやり取りしました。そこは1年前に配置して、その職員の皆さんのが1年かけて保護者に案内を出したり、面談したり、教育課程を組んだり、学校設備を整えたりということでしたので、私の聞き違いなのかな。三次市は教育委員会でやられると。大変だらうと思いますが、頑張ってください。

さて、それがない前提で再来年度開設に向けた前年1年の準備ですよね。これをどう進められるのかということについてお聞きしたい。とりわけ最初に質問しました不登校の児童生徒数の数は明確に言われたが、傾向にあるというのは数はつかんでいないということでしたけれども、そういった皆さんにどうアプローチしていくのか等も含めて、年間の、大雑把で結構ですからスケジュールをお示しください。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） まず不登校生徒、そして不登校傾向という生徒の対応ということでございますけれども、具体的にいわゆる不登校傾向という状況の子供に関わってというのは、文部科学省が示した学びの多様化学校設置に向けての手引きの中に、登校できるが在籍学級に入ることができず、保健室や相談室で特定の大人や友達としか関わらない児童生徒、教育支援センターやフリースクールなどに通所している児童生徒などが例として挙げられております。こういった数値、状況については、当然本市としても把握はいたしておりますので、そういう部分についての具体的な状況把握を進めているということは前提でございます。そして、その上で学びの多様化学校の対象という部分について言えば、現在本市で不登校支援政策コーディネーターを10月から、これは先般も御説明しましたように、日本財団とカタリバとの連携協定の中で、事務局に週数日勤務して、現在学校とか関係機関のヒアリングというのを、本市の事務局職員と一緒に行っています。その中で、それぞれの具体的な生徒の状況でありますとか、あるいはまたニーズ、そういった部分について一定程度把握をいたしております。そういう部分をしっかりと踏まえながら、実際に準備の部分でどういった子供たちが本市のこの学びの多

様化学校の対象となるのかということについての精査を行ってまいります。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番（新田真一君） 今、フリースクールとかいろいろ、だから不登校傾向にある子供たちも視野に入れているということですね、対象と。しかも、それについてコーディネーターの皆さんや学校関係に当たっているという中で、冒頭、数ははっきりしていませんということですが、はっきりしてないんですか、いまだに。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長（迫田隆範君） 例えば、不登校傾向という本市の具体的な報告あるいは共有ということについて申し上げますと、各学校に1か月に不登校で5日以上欠席をしたとか、あるいはまた不登校ではなくても10日以上何らかの理由で欠席をしたというふうな状況があれば、これは報告をするということで把握しております。例えば、今月は何らかの事情で休んだけれども、しかしもう次はずっと来ているというような子供も実際いるわけですね。そういったところを一概に、全部数値として不登校傾向としてカウントするということには、なかなか数値的にはなじまないというものがございますので、定義づけられていない不登校傾向の数値として具体的な数値を申し上げるというのは、なかなか難しいということでございます。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番（新田真一君） 分かりましたけれども、来年度から具体的な準備をスタートしていく上で、多様化学校ができたこと、こういう中身の学校ですよ、こういう皆さんぜひ来てくださいという周知をどう図っていくかといったときに、誰にどう周知するかというのは重要な問題ですね。私の視察した学校の進めた中身を聞くと、困っているのはもちろん子供だけれども、やはり親も同様に大変厳しい思いをされている。そのために多様化学校をつくりにやいけんのだと思ったと。しかも、そのターゲットはいわゆる完全不登校と言われる子供たち、学校にはほぼ1年間行けていないと。そこにターゲットを絞って1年間、5回も6回も説明会を開き、学校施設の見学も行い、面談も重ねた上で入学が決まったというふうに言わされました。ぼやっとした数の中で、案内だけ出て、来るか来んかどうか考えてくださいでは、取組は甘いと思います。しかも、その学校は、45人の完全不登校のうち入学したのは半分の25人です。まだこれからのこと、先かと思いますけれども、とりわけ保護者、子供へのアプローチで、やはり重要な考え方ではないかと思いますが、見解はいかがでしょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長　迫田隆範君　登壇〕

○教育長（迫田隆範君）　学びの多様化学校を設置するということに当たっては、丁寧な周知と説明、そして具体的な希望とか、また対象となる児童生徒、保護者、そういったところと十分に連携をしていくということは当然におっしゃるとおり必要な部分と承知をいたしております。実際に学校を具体的に説明していけるという段階というのが、今の段階で来年度ということにはなろうかと思いますけれども、学校の中身というものについては、詳細な内容をきちんとまとめたものをしっかりと保護者の方には周知するということはまず必要だと考えております。その上で、入学を希望される保護者あるいはまたその対象と思う生徒がいれば、そういったところへの説明会を開催する、そういう形で段階を踏んで丁寧な周知と説明、そしてその上の判断というところへつないでいく予定でございます。

（10番　新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　新田議員。

〔10番　新田真一君　登壇〕

○10番（新田真一君）　過程の中で多様化学校の定員は10名程度という入り方をされた。まだ要綱はできていないと思いますけれども、我々の受けた説明の中で学年10名程度という書き方がされていました。もう一つ気になるのが、その中で入学検討委員会において決定するという、こういう文言もありました。過程の中でそれが開かれるかどうかというのも気になっています。10名程度なら、十二、三名なら開くのか、十五、六名なら開くのか。なぜ10名程度なのか、そして、入学検討委員会で何を基準に入つていいですよ、いやいや駄目ですよと判断するのか。そこらは何か現段階で検討されていることがありますか。要綱をつくられるならそれこそ大事な視点ですよね。

（教育長　迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

〔教育長　迫田隆範君　登壇〕

○教育長（迫田隆範君）　先般の全員協議会でも一定の考えは、考え方としてはお示しをしましたけれども、具体的にはこの多様化学校の対象となる生徒の判断については、一定程度人数の多寡に関わらずといいますか、10名を超えるが、あるいはまたそれが10名に満たない状況であっても、学びの多様化学校で学ぶという、そういったことではないとなかなか学びに向かいにくいという子なのかどうかということについては判断が必要だと考えております。それは、学びの多様化学校が1つの、本市にとっての全ての児童生徒が学びに向かっていける、そういった環境を整えるというための手段でございますので、例えば学校へ行けるという状況があれば、それは学校へ行って学ぶということもあるでしょうし、教育支援ルームのほうがいいという場合もあると思います。したがって、そういった部分についての判断をしっかりと行うということは必要だと考えております。

また、具体的なスケジュール、実際に判断ということについては、先ほど申し上げましたけれども、やはりそこでないと自分の力がなかなか発揮できない、あるいはまたそこであればし

っかり発揮できるというふうなところについての判断を行っていくということでございます。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番（新田真一君） もう一つ質問にも挙げております。市内1校ということになるので、スクールバス等の検討は現段階どうでしょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長（迫田隆範君） 通学手段につきましては、先ほど来申し上げておりますように、やはり設置をする場所、これを選定するということの上で具体的に検討してまいります。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番（新田真一君） 疑問が結構残った質問でしたけれども、再来年度の開校に向けて、ちゃんと確実に歩んでいただきたいと思います。

続いて2点目、小規模特認校の開設について質問を行います。まず、あり方検討委員会方針の中で完全複式校は解消するという方針を定められた中で、いろいろな地域へもちろん直接出向かれて、保護者や地域の皆さんと論議を重ねてこられたと思いますけれども、小規模複式校は駄目じやとは言いよってなんですが、よりよい環境を求めるという言い方は、やはり現状の小規模複式校を否定されているという受け止めは、保護者の間で多くある。そして、小規模複式校は何がいけないかという問い合わせに対して、教育条件が悪い、教頭が兼ねにやいけん、事務や養護も設置できないというのは示されますが、それ以外についての、自立を促すであるとか社会に出て自立した力をつけるやいけんとか、集団的思考を深めにやいけんとか共同学習がどうかという理念は言われるんですけども、具体が示されない中で毎日元気に子供が伸び伸び行っている小規模複式校の親は首をかしげるわけですよ。で、私はここへ効果が上がらないのかということで、まずこれを見ていただきたい。

全国学力調査、6年生、中3がやる全国テストですね。この平成31年度分から文部科学省の調査官という人が調査してまとめとてんです。これは、6年生の学級数と平均正答率、だから学年1学級の学校だとこれが平均点、2学級だとこう、3学級、4学級、5、6、7、8学級まである。三次市内には4学級以上の小学校も中学校も存在しない。そして、複式学級をここにまとめてある。算数と国語、見てください。1番いいんですよ、複式学級が。国語で1位、算数で2位、複式捨てたもんじゃないじゃないですか。教育委員会に資料請求で、小規模校だけの学力テストの市の分でも点数出してくれと、あるいは2学級以上の小・中学校の学力テストの平均点を出してくれと言ったら出してもらえませんでした。こういう現状が1つある。決して学力面について劣ることはない。

もう一つ、学習経験に基づく小規模校と教育課題意識の違い、これは信州大学の教育学部の学生さんが論文として示されたものです。よく言われる複式学級、小規模だと協働的な学習が不足する、もう一つ競争心や向上心が育成できない、これはどうなのかという信州大学の教育学部の学生がその学校で学ぶ学生にアンケートを取って示したグラフです。小規模経験者は9割がそう思っていない。小規模を経験していない学生も3分の2がそうじゃない。競争心、向上心、そっちの数字がそうは思わないというのが、小規模校も大規模校も多い。私はこういった自立だ、あるいは集団的思考だ、他者との何とかだというのを、言葉だけで言われるのが丁寧さが足らんのだと思う。丁寧に丁寧にということはいつも言われますけれども、先ほど示した職員定数、教頭が兼任せにやいけん、事務、養護も置けない、教育条件が悪い以外に、小規模、複式校のこういったところの環境が望ましくないということが、どのように言えますか。

（教育長　迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

〔教育長　迫田隆範君　登壇〕

○教育長（迫田隆範君）　まず議員おっしゃっていただいておりますように、完全複式をまずは最優先で解消していくということを本市では今基本方針として示しているところでございます。教員にとって、おっしゃるように難しい環境というのは、児童の教育に直結する課題でもある。これはあると捉えております。その上で、今おっしゃっていただいた、例えばいわゆる認知学力、テストではかる学力ということで申し上げますと、直近の令和6年度の三次市の学力到達度検査、これはかなり少人数ということがございますので、どうしてもデータとして個別に出すというのはできませんけれども、例えば3年生、4年生、5年生、6年生、国語、社会、算数、理科、それぞれに複式の学級と単式の学級というところを比較したところで言えば、これはもう上下どちらが高いということはございません。高い学年教科もあれば低い学年教科もある。つまりそういったところの数値の比較ということで言えば、本市においてはそういった規模での差はないと捉えております。

もう一つは、おっしゃっていただいた学年に1人、2人、3人という人数の中で6年間過ごすということについて、例えば人間関係の広がりの難しさでありますとか進学時の大きい集団への適応不安といったようなものについても、これは策定委員会の中でも、委員の意見としても出てきたところでもございます。こういった部分については、どうしても教員の努力だけで解決するということは難しいという課題もございます。おっしゃるように、私どもも具体的な、例えば数値でありますとか見えるものというものをしっかり出していくということも、それは努力してまいりたいと考えておりますけれども、しかし今求めている学校教育ということの実現を考えたときに、やはりまずはこの方針に示している完全複式の解消という中で、おっしゃっていただいたような複式の指導の工夫を広げていくとか、あるいはまた本市は小規模なわけですから、再配置をしたとしても小規模ですから、今あったような小規模であってもしっかりした力がつくんだといったところを、私たちもしっかり参考にさせていただいて、取組を進めていきたいと考えます。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番（新田真一君） 教育の原点は複式にあるというのを昨日言われましたけれども、それはまたほかの場で論じます。

さて、三次市版小規模特認校も多様化学校と同様にその制度のための要綱を示さにや、決めにやいけんですよね。どこにするか、生徒はどういうのを募集するか等々、これもまだできていないと思います。その中で、これまでの全員協議会、あるいは地元などへの説明の中で、小規模特認校は大きな集団になじみにくい子供たちをその対象とすると説明されていて、地元の子が入れるかどうかは未確定という言い方をされていると思います。では、大きな集団になじみにくい児童というのはどういった子供を想定して中身を示されているんですか。不登校傾向とはどこが違うんですか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長（迫田隆範君） 私どもで今説明をさせていただいている、整理をしているところで言いますと、大きな集団になじみにくいという児童は、登校している状況であっても、例えば大人数の中でなかなか生活とか学習には不安、あるいは居づらさ、そういうものを感じている児童、あるいは少人数での生活とか学習のほうが自分を表現しやすい、力を發揮しやすいと感じている児童、また周りの友達と生活、学習のペースが異なる、それはなかなか理解ができないくらいという場合もあるでしょうし、理解がしっかりと早くできるという場合もあるかもしれません。周りのペースと大きく違うということでの困り感を感じている、そういう児童も含めて、もちろんその中には不登校であったり不登校傾向という子もいるかもしれません、実際に学校にはいても、そういう居づらさを感じているということというのは、現場からもそういう状況というのも聞いておりますので、そういう部分について、やはり自分が本当にしっかりと力を發揮しやすい、そういう環境にしていくということのために、今説明をさせていただいたような子供たちをしっかりと受け入れて、学びにアクセスするというところを今考えているところでございます。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番（新田真一君） 今、教育長がおっしゃったような子供たち、学校には行っているがなかなか学級の中に居づらい、通級学級の生徒などはそういう対象になるのか。あるいは不登校児童生徒の数を冒頭の質問で言われましたが、これは年間30日を超えたという基準ですよね。その子供のカウントだけ。教育支援ルームへ行っている子供もいますよね。あるいは県のSCHOOL “S”ですか、こちらへ登録している子もいる。これを小学校の多様化学校としてつ

くろうとしないのはなぜなんでしょうか。

(教育長　迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

[教育長　迫田隆範君　登壇]

○教育長（迫田隆範君）　いわゆる学びの多様化学校というものについては、これは明確に定義づけがされていて、対象児童生徒がはっきり示されております。それは、不登校状態または不登校傾向が見られる児童生徒を対象にするということでございます。したがって、先ほど申し上げたように、登校している状況であっても、大きな集団になれば居づらさを感じているというふうな児童を含めて、私どもとしては幅広く想定をしております。具体的に、学校へ登校している状況であれば、学びの多様化学校への入校の対象にはならないということになりますので、そういう部分で言えば、本市の小規模特認校というものは、最初から申し上げているように社会的な自立に向けて全ての子供たちをしっかりと学校環境で支えていくという、そういうものでございますので、少人数であって学びが可能となる、一人一人に応じた教育を展開できる。小学校段階でそういう部分をしっかりとやっていくことが、結果的に、例えば学校に行きにくくなるとか、あるいは不登校になるとか、そういう部分につながらない、あるいは学校が本当に楽しいと思って学びに向かってくれる、そういう学校にしていくことが大きい意味で、長い目で見てもしっかりととした中学校、その先の学び、社会への自立に向けた取組になるということで考えているところでございます。

(10番　新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　新田議員。

[10番　新田真一君　登壇]

○10番（新田真一君）　小規模特認校というのは結構歴史が古いですね。全国にいろいろある。そのほとんどは少人数指導、複式でない学校もありましたよ、行ったところもね。その地域の自然環境あるいはその地域で行われている特色ある教育、とりわけ地元と結んでコミュニティスクールの実践も先取って、地元としっかりと結びついた教育を行っている。この特色を生かして、とりわけ複式になりそうだとか、あるいは複式を何とか解消しようということで展開されているのが今的小規模特認校と言われるほとんどだろうと思います。隣の島根県にも1市で6校の小学校が特認校として認定された。これは別に特別な手続は要らない。現在ある学校を特認校で、地元を生かした特色ある教育をしてくださいと。それを支持する人たち、それを評価する人たちがそこへ、学区を越えて入学してくるというのが小規模特認校のこれまで。三次市内においても、オープンスクールをしたり、地域の皆さんと一緒に学校を盛り上げる。そこで少人数でも伸び伸びと学んでいる子供集団を見て、うちの子は集団になじめんけどここなら頑張れるかもしれないと思って入学されていると私は思っています。今、全国で、文部科学省の基準があるわけでも何でもないんで、展開されているほぼ99%と言ってもいいと思いますけれども、そういう学校の地域の特色、自然環境、さらに地域と協働した学びの学校展開をするための小規模特認校ではないということでいいですか、三次市が考えられているのは。し

かも、学びの多様化学校でもないというふうに捉えていいですか。

(教育長　迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

[教育長　迫田隆範君　登壇]

○教育長（迫田隆範君）　まず議員がおっしゃった、紹介いただいた小規模特認校、一般的な近隣のところでやられている小規模特認校、これは私どもは小規模特認校というふうに名称は打ってはいませんけれども、既に本市は一応学区というものを、学区制として制度化している中で、小学1年生、中学1年生の段階では自由選択ができますよと。つまり実質的に他市町の小規模特認校というものは実施しているわけでございます。しかもそういう中であっても、多様化している子供たちがいる、そして本当にごく少人数の中で学んでいくというところで考えていいかないといけない状況もある。そういう中で今回考えているのは、今までのものをもちろん課題として踏まえた上ですけれども、次の時代を見通したときの三次市の教育あるいは学校環境、そして三次市としてどんな子供であってもしっかりと全ての子供たちが学びを選択できる、そういう環境を整えるということのために、この小規模特認校というものを今御説明させていただいているところでございます。

(10番　新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　新田議員。

[10番　新田真一君　登壇]

○10番（新田真一君）　だから、多様化学校でもなければ従来の小規模特認校と言われたものでもないと。次の時代を見据えたいわゆる新しい教育環境をこれでつくろうではないかということですね。だけど、小規模特認校という名前で多くの地域の皆さんには、先ほど私が申し述べた小規模特認校像であるというふうな誤解を生んでいる。これはそういうことでよろしいですか。だから、多くの皆さんが思っている小規模特認校、地域特色、自然環境どうこうとは違うと。そうだったら違うんですよね。これは日本で初めての学校になると思います。私が調べた限り、いわゆる大きな集団になじめない子供たち、もうちょっと具体的に言えば、昨日も一昨日も少し論議があったと思いますけれども、三次にある発達支援センターにおいて、集団になじめない子とか、そういった子供たちが就学前に通いながら学習していますよね。学校には今、通級学級というのがある。学校には行っています。だけど、A S DとかA D H Dとか、この言葉もどうかと思うんですけれども、現実に本来の学級集団から離れて勉強し、また戻っていくという、そういう学級も支援されている。これを学校としてまとめようと。日本初ですよ。日本初ならば、もう1点言っておくと、大学でこういった研究をしているところがあるかどうか調べました。いわゆる不適応とか学習障害とか、そういう子供たちをどう学習に導いているかという研究をしている大学は山ほどあります。だけど、その目的は学級集団という基の母集団があって、この中でその子がどう勉強していくのがいいか、いや時には離したほうがいいのかという研究はされているが、そういった子供たちを集めて集団をつくっていくという論文はよう探さなかつたんですがね、何かそういう例はあるんですか。

(教育長　迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

[教育長　迫田隆範君　登壇]

○教育長（迫田隆範君）　直接今のお尋ねのお答えになるかどうか分かりませんけれども、大きな集団での生活や学習が難しい、そういうた児童生徒を受け入れていく対象とするという学校はほかにもございます。その部分がどういった論拠に基づいているかというのは分かりませんけれども、実際に今おっしゃったようにいろいろな子供たちがいます。私たちが今考えているのは、やはりそこで実際に困ったりしんどい思いをしているという子供たちを何とか、例えば学ぶということや毎日学校へ行って楽しいと思える環境にしていくということをしていきたいというの必要だと。そういうことで言うと、例えばさつきおっしゃった例として、通級とかそういうことをおっしゃいましたけれども、ではそれがイコール全てだというふうにも思っておりません。それは、もちろんいろいろな意味で学んでいる子供たちがいるわけですから、通級でもいろいろな状況の子供たちがいます。けれども、そういうことをしっかりと専門的な見地も含めて、子供や保護者の希望も含めしっかり聞き取った上で判断していくということと併せて、小学校6年間をそこでずっと学ぶということが目的ではなくて、先ほども申し上げたように、本当は社会で自立していくためには集団の中へ入っていく、あるいはいろんな人たちがいても多様に関わりがつくれる、そういうた社会生活で自立していくために必要な力というのも身につけていくということが目的の1つでもございます。したがって、ずっと入学をしたら最後までいるという子供もいるかもしれませんけれども、いや、またみんなと一緒に大きい集団の中で学びたいと思えば学べる、そういうこともできると思いますし、それが即学びの多様化学校につながるというふうなものでもない。様々な、幼少期とか義務教育段階の前期のところで言えば、いろんな学びの子供たちを具体的な環境として整えていくということを今やるということを申し上げているわけです。三次市の中に、全国でどうかというのを全部調べているわけではありませんけれども、今そういう部分をしっかりとつくっていくということを、もともとの全ての児童生徒にとての、学びが本当に楽しいと思える、そういうた三次市をつくっていくということがこれから三次市にとって非常に大事な要素になるということで、今説明をさせていただいているものでございます。

(10番　新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　新田議員。

[10番　新田真一君　登壇]

○10番（新田真一君）　教育長さんのおっしゃる理論は理論なんですよ。裏づけがないと言います、私は。学習障害と言われる子供たち、多動性何とかと言われる子供たちだけを集めたことによる教育効果があった、なかつたという検証は、私の知る限りではどこもされていない。教育長さんの理論は立派ですけれども、そういう検証はされていませんよね。全国にあるかもしれないと言われたけれども、実際に行ってみて見られたわけでもないですよね。どの子たちも楽しく学校に行ってもらいたいと、それはみんなの願いですよ。そのためにどういう方

法がよりいいのかと考える教育行政の中で改めて聞きます。だから、そういった子供たちだけを集めての集団で、成功例あるいは実証例があるんですか、ないんですか。

(教育長　迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

[教育長　迫田隆範君　登壇]

○教育長（迫田隆範君）　実際に、例えば学びの多様化学校、そういったところは不登校、学校に行けない状況の子供たちを、いかに学校が魅力あるものにしていくかということで、そして先進的にもつくられてきています。そういう中で言えば、どの多様化学校に行っても、子供たちが本当に今まで苦しんで、あるいは具体的に学校に行こうという気がなかったという子供たちが、楽しく学べる、あるいはまたいろんな形で友達ともつき合っていったり、いろんな人たちと交流しながら、自分たちから考えて発信をしていこうとしている。それは実際にございます。それはどこも皆それぞれやっていってくださるところでの1つの実証でもあると考えています。つまり、それは不登校というふうなくくりであってもそうなるということで言うと、様々に今の形で具体的に困っている子供たちにそれぞれ寄り添いながら、一人一人に応じた手立てをしていくという教育を日常的にしっかりとやっていくということは、どうしても必要なことでもあるし、それはきちんと一人一人の子供たちの成長につながっていくものだということ、これは私どもも確信を持っているところでございます。

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長、その実証されているところがあるかないかということ。

(教育長　迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

[教育長　迫田隆範君　登壇]

○教育長（迫田隆範君）　繰り返しになりますけれども、それは実際にございます。例えば論拠とか具体的な、ここにこういう論文があるとかいうことではなくて、様々な教育の中身として実際にやられているところでの具体的な成果として、私たちも、先ほども多様化学校として例に挙げましたけれども、1つの課題としてそういった部分に対応していくための学校というふうなことを考えたときに、実証として、私は学びの多様化学校も1つの例だというふうに考えます。

(10番　新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　新田議員。

[10番　新田真一君　登壇]

○10番（新田真一君）　さっき学びの多様化学校とは違うと言いうちやったと。確かに学習障害やADHDという子供たちの学力は高かったというのを、私も担任したことがあります。でも、それは多くの、何年何組という集団の中にあってその子が力を發揮する部分、あるいは時にはそれが離れちゃう部分、そういったのも試してきた。そういった子供だけを集めた学校というのは、繰り返し言いますけれども、三次が初になると思いますよ、公立で。私はそれぐらい、大変大きなプロジェクトと言われた、時代を見据えて、将来にわたる環境を整えていくと、す

ばらしい理念だ。それを今、三次がやろうとしている。でも日本初となるようなことをやろうとしている割には、まだ要綱もできていない。まだ学校も決まらない。傾向すらぼんやりして、不登校傾向と言われる子供すらぼんやりして数がつかめない。じゃあこの分の集団になじめない子だってまだぼんやりしたもんだ。もっと論議する必要があるんじゃないですか、もっと検証した上でないと、スタートしたけれども、振り向いたら誰も来んかったということにならんでしょうか。通級学級、今小学校で30人通っています。この子たちが全て対象になるとかならんとかは思いません。だけど、中学校にも9人います。支援センターに行っている子供たちも今小・中で20人います。この中からこういった制度をつくったら、よし1割、2割ぐらいは来るぞという何か確信がおありですか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長（迫田隆範君） まず不登校傾向の児童生徒を把握していないということではないということはもう一度申し上げておきます。傾向については全て一人一人把握しているけれども、数値として申し上げるものがないということでございます。その上で、今おっしゃっていただいた、これは実際の人数ということになるんだと思いますけれども、先ほど来申し上げているように、不登校支援政策コーディネーター、これは不登校、多様化学校のことだけではなくて、小学校も回っておりますし、その中で具体的な状況というのも把握しておりますし、もちろん支援ルームを含めて様々な状況も今把握を進めているところです。そういう中で、子供たちがそこであれば学べる、あるいはそこに行くということを想定したときに、どんな学びがあれば魅力になるのかというふうなことは、それは十分に検討として、材料として集めているところです。その中で、実際に行くか行かないかということになれば、先ほど来学びの多様化学校の説明会と同様に、説明会をさせていただいて、そして希望者の保護者、また面談、そういうところを経てということになりますけれども、行けても、実際に困り感を持って行けない、行っているけれども行きにくい、そういう子供たちも実際いるわけですから、そういう子供たちを、例えば1日別室とか教育支援ルーム、あるいはオンライン、そういう形ででもやっている状況を何とかしていくということももちろん必要でございます。したがって、学びの多様化学校ではないけれども、しかしそういった子供たちの中でも、希望があって、そこであれば行くということであれば、それは受け入れていくことも十分想定はいたしております。いずれにしても、全ての小学校段階での子供たちの学びの魅力をつくるということは、やはり今の現状を考えたときに、どうしても必要だということを今説明申し上げているわけで、おっしゃるように十分な制度設計をして、改めて御説明させていただく予定にしております。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番（新田真一君） 多様化学校の開設には文部科学省のいろんな申請手続なり教育課程等に

についての認可があつたり、あるいは施設整備についての予算が出たりしていますよね。その中には、不登校傾向の子も究極は学校長の判断あるいは希望によっては入学出すことはできる。ただ、もしかしたら入学検討委員会というところでふるい分けにかけられる可能性もあるかもしれない。三次版日本で唯一の、唯一といつたらちょっと言い過ぎだが、日本で多分初めてとなるであろう小規模特認校も、文部科学省との相談の上でやっていくという手続は必要ないんですか。

(教育長　迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

[教育長　迫田隆範君　登壇]

○教育長（迫田隆範君）　おっしゃったとおり、お見込みのとおり、小規模特認校はあくまでもこれは設置者の判断での制度設計の中で、もちろん教育課程とかは実際に定められたものをやつしていくということは当然基準としてございますので、その部分は揺るぎないものとしてございますけれども、学びの多様化学校のような文部科学省の申請とか認可というものは必要ございません。

(10番　新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　新田議員。

[10番　新田真一君　登壇]

○10番（新田真一君）　いずれにしても、今の計画ならば再来年開校予定ですよね。だけど、しっかりした裏づけ、検証や実証や実践がないものを始めようと思うならば、いささか期間が短すぎませんか。要綱をつくるにやいけんのでしょう。小規模特認校三次版においても、学校をどこにして、児童じゃ新設の仕方じゃて決めてやいけん。12月9日に臨時教育委員会会議が招集されています。まだ議案は出ていません。議案を付して出すのが普通だろうと思うんです。なぜそんなことを言うかというと、そこで要綱を決めちゃうんじゃないですかという不安がある。思うから聞きます。9日の教育委員会会議の議題は多様化学校と小規模特認校、多様化学校は決まってもいいんです、一刻も早い準備が整わなきゃいけんのだから。小規模特認校のほうの要綱も議題となるんでしょうか。

(教育長　迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　迫田教育長。

[教育長　迫田隆範君　登壇]

○教育長（迫田隆範君）　手順としては、もちろん要綱というものもどこかで協議するということは必要かと考えておりますけれども、12月9日でそういった要綱というものを具体的に協議するという予定はございません。

(10番　新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君）　新田議員。

[10番　新田真一君　登壇]

○10番（新田真一君）　初めてほっとした回答がありました。拙速すぎますよ。もっと検証、吟

味しないと、そう思います。とりわけ小規模特認校三次版をどうつくっていくのか。計画の小規模特認校という名称も考えるべきじゃないかと思いますね。多くの地域の皆さん、うちもあれ考えてみんといけまあという声を聞きますよ。

それでは、最後の教育委員会会議・総合教育会議でというのに移りますが、教育委員会会議の今の部分も、もちろん御回答があつてほつとしましたが、いずれにしても配置計画そのものも含めても、1年を経過して地域の中から様々な声があつたり、学校の新設、そういったことの手順もある中では、やはり教育委員会会議として年間の一定の反省、総括をすべきではないですか。併せて、総合教育会議という場もある。そういう中で、とりわけ今の三次版の新しい学校、未来を見据えた新しい学校をつくり改革しようという大項目があるんなら、総合教育会議での議論も必要じゃないでしょうか。

もう一つつけ加えれば、もうちょっとじっくり論議したいと、親とも地域とも。スケジュールを切らずにもうちょっと議論できる余裕を与えてくれという声もある中で、総合教育会議の開催、市長、どうでしょうか。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 基本的に、取組の基本方針につきましては昨年度1年間かけて策定委員会で議論し、また総合教育会議での協議などを行い決定したものであります。今はその方針に示された内容を保護者や地域や学校などに説明して、そして今現在スケジュールに沿って関係者の理解と協力を得て進めることを優先にしております。今後、小規模特認校や学びの多様化学校の詳細につきましては、総合教育会議で議論を行うというような状況であります。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 全国の都道府県によって多様化学校の設置の手順が違うということは、私はあり得ると思うんですよ。そうでないと、来年教育委員会の仕事が膨大なものになりますよ。早く学校を立ち上げて、職員を配置して、それに専門に当たらすべきではないですか。県立三次中は前年度人事が行われましたよ、まだ子供は来ていないのに。広島県が肝煎りでつくった叡智学園だって前年度人事して、生徒は誰もいないのに1年間かけて教職員を用意したんですよ。何で三次だけできんのだろうと。私の勘違いで終わるんならいいですけれども、いきなり4月に人事が行われて多様化学校や小規模特認校に職員が行っても戸惑いますよ、みんな。もう一回立ち止まって、全体を見て、よくよくその計画を考えるべきではないですかということを伝えて終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） この際、休憩いたします。再開は10時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時37分——

——再開 午前10時50分——

~~~~~○~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） 皆さん、おはようございます。会派公明党の中原秀樹でございます。議長にお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は大項目3点について質問をいたします。1項目めに障害者の社会的包摶に向けた課題と展望について、2項目めに市道の維持管理及び安全管理について、そして3項目めにRSワイルスワクチン接種の助成制度についてお伺いいたします。できる限り質問の意図が分かりやすいように努めてまいります。

それでは早速質問に入ります。障害者基本法には第4条の1項に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」、また2項には「必要かつ合理的配慮がなされなければならない」と記されております。合理的配慮とは、障害があるないに関わらず同じように生活をし、活動できる均等な機会を確保するために必要な配慮のことであると理解をしております。障害者差別解消法の改正に伴い、全ての事業者に対して義務化がされました。本市におきましても、社会生活を送る上でお互いに権利を尊重し、全ての人が平等に生活できる環境をめざしていると認識をしております。本市では、合理的な観点から市民に対してどのような取組や支援をされているのか、お伺いいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 合理的配慮について先ほど述べていただきましたけれども、障害者の権利に関する条約に基づく概念で、障害のある人が社会生活を送る上での物理的、精神的、福祉的障壁を取り除き、平等な機会を確保するため、特定の状況に応じて必要かつ適切な変更、調整を行うものとなっております。配慮につきましては、一律の配慮や提供ではなく、障害の種類や個人の状況、あるいはニーズに応じて行いますけれども、配慮を提供する側にとって過度な負担にならない範囲で提供することとされています。その上で、行政機関は、障害者差別解消法は以前から義務化されておりましたけれども、2024年4月1日からは事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されています。合理的配慮には障害のある人に対する特別扱いではなく、障害のある人が社会に参画するための必要な調整として取組が進められておりますけれども、具体的には車椅子利用の方が段差を上がる際、職員がお手伝いをする、手助けをする、意思疎通の手段として筆談とか読み上げとか手話とか、分かりやすい表現での説明などを行うことなどが想定されておりまして、市役所におきましてもそのような取組を行っております。合理

的配慮は様々な場面での提供が考えられますけれども、合理的配慮を行うには、障害のある本人と配慮を提供する側が必要な配慮を共有していく、そして共に解決策を導き出すことが大切と考えておりますし、今後も状況に応じて対応していきたいと考えています。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 今の御答弁に際しまして、少し質問させていただきたいと思いますけれども、筆談とか手話、また車椅子等の対応を想定されておるというお話がありました。歩行が困難な方、また視力に障害のある方におきまして、福祉保健部に行きたいという人が、1階にないということでなぜ1階にないのかという声も頂いたりします。1階で福祉関係の対応ができるることは合理的配慮になるのではないかと私は考えますけれども、その辺の考え方があればお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原福祉保健部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 福祉の相談に来られる方は、受付でエレベーター等の利用を御案内させていただいているところですけれども、各窓口までお越しいただくことが難しい場合とか、関連部署からの依頼があった場合につきましては、受付や各部署の窓口へ伺って説明等をさせていただいております。

福祉の窓口を1階に移動するという御提案でございましたけれども、現時点では考えておりません。けれども、合理的配慮の観点から、私たちのできる範囲でこれからも対応させていただきたいと考えておるところです。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） それでは、次の質間に移りたいと思います。加齢や病気、事故などで音が聞こえにくくなつた方、また先天性などの理由で音が聞こえない方へのサービスの対応については、専門性が問われるかと思います。その中で質問させていただきたいんですけども、聴覚障害者へのコミュニケーションの取り方について、本市ではどのように理解をし、対応されているのかお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 聴覚障害の方とのコミュニケーションを取る方法としまして、コミュニケーションボードの設置や相談申出の耳マークの設置をされている事業所等が多くございます。本市では、コミュニケーションボードの設置や相談申出の耳マークの設置、手話通

訳者の設置のほか、筆談での説明、あるいは口の動きが分かるようにマスクを外しての説明、ゆっくりと話をするなどによる対応を行い、コミュニケーションの取り方や説明時の工夫をしているところでございます。併せて、講演会等では手話通訳や要約筆記等を配置し、聴覚障害者の方にも講演等をお聞きいただけるようにしておるところでございます。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） 先月、デフリンピック、聴覚障害のあるアスリートのための国際的なスポーツ大会でありますけれども、これが東京で開催されております。これは4年ごとに開催される大会でありまして、日本では初めての開催で記念すべき100周年の大会であったと聞いております。日本ではまだまだなじみが少ない大会であるがゆえに、なかなか皆さんも御承知ないかと思います。テレビでもなかなか放送もありませんでしたので、私もユーチューブのほうで見させていただいたりしておりました。日本は金メダルを含めて多くのメダルを獲得されております。大健闘したというふうにニュースでも見ております。このデフリンピックの大会を通じまして、東京ではコンビニエンスストアなどでも手話のできる従業員が接客をしたり、少しずつ難聴者や聾啞者に対する理解が進んでいることを感じました。しかし、本市の難聴者、また聾啞者の方からの聞き取りでは、買物の際に定員さんからのお声がけに反応ができず冷たい対応をされたことがある、そういうことをお伺いいたしました。音が聞こえないことを周囲に理解されず合理的配慮が受けられない状況をどうにか変えたいと、強く訴えておられました。先ほど来部長の答弁にもありましたとおり、耳マーク等、また手話での対応、いろいろありますけれども、手話マークや筆談マーク、そして耳マークなど、まだまだ本市の皆さんの中に定着していないこともあるのではないかと思います。今後、こういう市民の方に分かりやすいマークがあるのであれば、しっかりと啓発に取り組む必要性を感じておりますが、次の質問に入りたいと思います。

見た目には障害者と理解され難いときに、合理的配慮が受けやすい環境として、本市ではどのような取組をされているのかお伺いいたします。

（福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

〔福祉保健部長 菅原啓子君 登壇〕

○福祉保健部長（菅原啓子君） 議員おっしゃられますように、障害の内容によりましては、見ただけでは障害の有無が分からることは多くございます。合理的配慮については、障害者差別解消法において、障害をお持ちの方への配慮を定めてありますが、障害をお持ちの方に限らず、誰にでも分かりやすい説明をすることや、困っている方に対する声かけを行うことも含め、誰もが社会への参加ができるような配慮は必要であると捉えております。また、障害者差別解消法では、2024年4月1日から事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されており、事業者から市に対しまして、対応についてお問合せを頂くことがございますが、過度な負担がない中

で、障害をお持ちの方が利用しやすい対応をしていただくように説明し、合理的配慮の提供をお願いしておるところです。また広島県では、外見では分からなくても援助や配慮を必要とされている方のためにヘルプマークを活用する取組があり、市の窓口でも年間約40件の配付を行っております。ヘルプマークは周囲の方に配慮が必要なことを知らせることができるものですので、公共交通機関や駅、商業施設等で困っておられる方や、避難時等においても支援が必要な場合に配慮や声かけがいただけるよう、配付の普及と配慮の周知を行っていきたいと考えております。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） それでは、今の答弁に質問させていただきたいんですけども、各部署に行かせてもらうと、筆談ボードや先ほど言いました耳マークも札が置いてあるように理解をしております。先ほど答弁の中にヘルプマークということがありましたけれども、三次市のホームページにもヘルプマークが掲載してありましたので、しっかりとこれからも理解の輪を広げていただきたい、啓発をしていただきたいと思います。また、先ほど私の質問にもありましたけれども、耳マークや筆談マーク、手話マークというのは、県のホームページには載っているんですけども、三次市のホームページで確認できなかったので、三次市でこのマークについても周知の拡大をされる必要があると思いますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 多くの方にマークの意味を知っていただくことで、合理的配慮も浸透していくと考えておりますので、市のホームページ等も活用しまして、マークの周知、設置の拡大を図っていきたいと考えております。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 次に、防災の面から質問させていただきたいと思います。災害時におきましては、本市としていろいろな角度で幅広い想定がされていると思います。それも十分に理解をしているところであります。これまで同僚議員が災害時の避難体制の見直しと避難所のバリアフリー化の提案や、情報伝達の観点から緊急情報の手段の多様化、周知や配慮について多く質問されておりますので、私の質問が重複するかもしれません、質問いたします。

防災の面では、避難情報や警戒情報などが理解しにくいことがあると聞きます。障害者が避難所へ避難する想定に対して、福祉面での課題や想定されている取組についてお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 災害発生に備えた避難情報等は、テレビによる文字放送、スマートフォン等での通知、ケーブルテレビの音声告知放送、ＳＮＳなど、いろいろなメディアを活用し、発信をしているところでございます。また、避難所開設についても同様に周知をしており、こういった情報手段を障害をお持ちの方に選択いただき、入手していただきたいと考えておるところでございます。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 音が聞こえない方にとって、緊急地震速報、また洪水などの緊急避難情報などの感知ができない、またそういう災害から逃げ後れることは、これまで全国で多くの事例があったようにお伺いしております。私も消防団員でありますので、今までの警戒とか避難指示を出す際、どうしても拡声器などを使って呼びかけることが多かったんですけども、それは皆さんには聞こえていなかったというふうなことで反省をしているところでございます。ろうあ協会から言われたことがございます。避難行動を起こすときには、必ず音が聞こえない人が目の前にはいるんだという認識を活動している人にはしっかり持っていただきたいと、そういうふうに強く言われたところでございます。

それでは次に、難聴には伝音難聴、感音難聴、また混合性難聴の3種類がございます。症状に大きな差がありまして、音量が小さくなつたように感じる方や音がゆがんで聞こえたり、補聴器をつけてもほとんど聞こえなかつたりと、難聴の度合いは様々であります。したがって、補聴器は一人一人に合つたものでなければ意味がありません。近年では人工内耳の手術を受けることも多いと聞いておりますが、正常に聴力が戻るものではないことが多いそうです。また、高齢になるにつれて音が聞こえにくくなり、周りとコミュニケーションを取らない方が多くなつてきています。そのことで高齢難聴の方が認知症になるリスクが上がるのではないかと考えます。補聴器は調整に個人差があり、専門的なアドバイスの下で選ばれるため、一般的には片耳で10万円から30万円と大変に高いものもございます。調べてみると、新潟県では50歳から74歳までの中等度難聴の方に補聴器の購入費を一部助成しているケースがございました。

質問いたします。本市での、高齢難聴者のフレイル予防の観点から補聴器に対する助成交付金のお考えについてお伺いいたします。

（福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 認知症予防のためには、バランスのよい食事、運動、家族以外との会話が大事であると言われておりますが、家族以外との会話を控える要因として、高齢者の加齢による難聴が近年全国的に課題とされております。高齢者の場合、本市では家族以外との

会話につながるよう、サロンなどの住民主体の通いの場の充実を図り、社会参加を促進していくところでございます。

補聴器に対する助成等は、聴覚の身体障害者手帳をお持ちの方には補装具給付の制度がございます。また、学生の場合、県の補助金を受けて中度・軽度難聴者に対する補聴器の補助も行っております。聞こえの相談等があった場合、身体障害者手帳に該当するかどうか受診を御案内し、該当になるようであれば手帳の申請や補聴器の給付につなげ装着をいただいておりますが、中度・軽度難聴者が成人となった場合や、加齢による聴力の低下により日常生活に支障のある高齢者に対する助成制度は現在ございません。制度の整備に向けましては、引き続き研究を続けていきたいと考えております。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 中途の段階で難聴になられた方に対してそういう御意見をお聞きしましたので、いろいろとまた検討いただけたらと思います。

次の質問に入りますが、国内では新生児の聴覚スクリーニングで難聴が疑われ、精密聴力検査施設を受診する赤ちゃんは約4,000人おられるそうです。そのうちの1,000人から両耳難聴が発見され、またほぼ同じぐらいの人数の赤ちゃんが片耳難聴で診断されるという記事を読ませていただきました。難聴であることを早く発見することで補聴器を装用したり、コミュニケーション能力を高めるための練習ができるものと理解しております。また、成長段階で中途失聴の疑いがある場合にも早期の検査が必要だと考えます。

質問に入ります。若くして難聴を発症するケースがあるため、早期発見のスクリーニングなどが有効とされていますが、本市の取組やお考えをお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 難聴の早期スクリーニングは幾つかのライフステージにおいて機会が提供されております。本市では、母子保健法に基づき新生児期に新生児聴覚スクリーニング検査を、3歳児健康診査の際にささやき声検査によるスクリーニング検査を実施しております。学校保健安全法では、定期健康診断の検査項目に聴力検査が含まれており、小・中・高等学校、高等専門学校、大学が検査を実施しております。成人期には労働安全衛生法による事業主が行う雇入時健康診断、定期健康診断の検査項目に聴力検査が含まれ、実施されているところです。これらのスクリーニングで要精密検査となった場合や、これらの機会以外にも聞こえに不安を感じられる場合には、速やかに耳鼻咽喉科を受診いただき、難聴の原因を特定することにより適切な治療や補聴器の使用の相談をされることが重要と考えております。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 最後の補聴器の装用のほうを検討するということになりましたけれども、先ほど補助のこともありましたので、いろいろな角度で考えていただけたらと思います。

次は、手話についての方向で御質問を始めたいと思います。手話と言っても、日本手話、また日本語対応手話、国際手話、各国の手話等があるように聞いております。また、聾学校で学ぶ手話においては、日本語との文法構造が異なり、手だけでなく表情や体の動きで文法的な意味や感情を表現していると、難聴者、また聾啞者の方からもお話を伺いました。こうした観点から考えますと、日本手話でコミュニケーションを取っている方においては、日本語が書いてあるという文書については理解が難しいのではないかと私は考えております。特に高齢の聾啞者の方は、日本語の理解が大変に難しい、そういう話もお聞きいたしました。

では、質問に入ります。手話を第1言語にされている方においては、日本語の文法が理解できないことがあるため、日本語で書かれている広報紙や文書などの合理的な配慮について、課題や取組について本市の考えを伺います。

（福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 手話で文章を通訳する場合は、発言や書かれている内容を手話に変換し、分かりやすく伝えていくことが重要になります。そのため、基となる情報や文章の内容を分かりやすくすることが手話に変換しやすい言葉となり、聴覚障害者の方へ正しい情報を伝えることになると考えております。また、手話を使わない聴覚障害者の方もおられると思いますので、合理的配慮の取組として、漢字等にルビを振る、文字を大きく表示するなどの対応も必要だと考えております。聴覚障害者に接する全ての方が手話で会話をすることにはなりませんが、発信した情報を正しく理解いただく工夫をしていくことが今後の課題と考えておるところです。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） いろいろな面で対応が必要だと思います。最初の合理的配慮で言われていましたけれども、いろんな観点から、漢字が読めない人もおられると思いますので、ルビでの対応も必要だと思います。これからもお願いしたいと思います。

先ほど、聴覚障害者全ての方が手話でコミュニケーションを取ることではないと部長の答弁がありましたけれども、そこについて、私も手話でコミュニケーションを取っているわけではありませんし、手話といつても一律ではないと理解する必要があると考えております。過去に本市でも、三次市手話言語の普及及び障害者の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例案が平成30年に提出されました。それから7年が経過しようとしております。私はまだ議員ではなかったので資料等で確認させていただいているところです。この間、

全国的には情報、またコミュニケーション条例の制定がされてきております。三次市としてはこれまでなかなか情報も出て来ず、進んでいないように感じております。このことについては、また同僚議員が幾度となく質問されており、私も議事録も確認させていただいたところです。このたびろうあ協会の会長、また難聴者・中途失聴者協会の会長とも手話通訳者、また要約筆記者に御協力いただき、当時の話も含めて幅広くお話を伺うチャンスを頂きました。障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が令和4年5月から施行され、広島県も、議会で質問をきっかけに2年ぐらい前から条例制定に向けて動き出したそうであります。県は関係団体とも3回のヒアリングを行ったと聞いております。三次市は手話言語条例と情報コミュニケーション条例を1つの条例として制定しようとしたことで、多くの団体から理解を得られなかった、そのように聞き取りのほうでお伺いいたしました。それを思いますと、三次市が過去に条例を撤回した大きな原因の1つとしては、各団体に対してのヒアリングが不十分であったことではないかと私は感じております。

それでは質問に入ります。広島県を含む他の市町におきまして、情報及び意思疎通に関する条例と手話言語に関する条例の2つを制定されていることが多くなっている。広島県におきましては、条例制定に至るまでに多くの障害者団体とヒアリングを重ねてこられております。本市では障害者団体とのヒアリング等、これまでどのように取組をされてきたのかお伺いいたします。

（福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

〔福祉保健部長 菅原啓子君 登壇〕

○福祉保健部長（菅原啓子君） 平成30年に三次市手話言語の普及及び障害者の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例案の作成時に、障害者当事者団体との意見交換を行っております。そのときは、市としましては基本理念を示し、具体的な施策については推進方針を示し、関係団体の意見を伺うヒアリング等を実施しましたが、制定に至りませんでした。それ以降、ヒアリングは行っておりませんが、市が行う施策については、当事者の方の意見を伺いながら、制度の創設や見直しを行うことが大切と認識しておりますので、当事者団体や関係団体等の御意見を伺う機会を検討していきたいと考えております。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） 過去に情報コミュニケーション条例を三次市に制定を求めることに対して、そういう質問に、市長は本市はユニバーサルデザインの社会をめざす中で取組を一歩ずつ進めていくと言われておりました。当然この思想、理念でありますので、めざすことは大変すばらしいことだと私は思っております。しかし、条例制定については、自治体に合ったルールを制定することであると私は理解しております。情報及びコミュニケーション条例が本市で制定されることで、障害の有無に関係なくあらゆる情報にアクセスしやすくなり、透明化もされ

るものではあると私は理解をしておりますが、この広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例の制定を受けまして、本市において同様な条例を制定するお考えはないのかお伺いいたします。

（福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 広島県では広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例を令和7年11月1日から施行されており、国では情報取得等に関する法律として障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が令和4年5月25日に施行されておるところです。これらは共通して障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の推進の実現に寄与することを目的とされております。意思疎通の手段は手話を含む言語、文字の表示、点字を始め要約筆記、音声出力、コミュニケーションボード等の手法や道具を始め、順序立てた説明や簡潔な表現など、障害の特性に応じて様々でございます。また、それを伝える支援者も、障害の特性や伝え方を理解して支援していくことになると想えます。施策を進めていくためには、行政はもちろん市民、事業者等の理解や支援者の養成も必要になってまいります。本市では県条例にあるように、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る基本的かつ総合的な施策の制定及び実施について、同様の取組は必要と考えているところです。市独自の条例制定の予定は現在ございませんが、県の条例の理念に基づき、引き続き障害をお持ちの方への情報発信や意思疎通施策の推進について、取組を図ってまいります。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） ではちょっと質問させていただきます。条例の制定の考え方、予定が今のことろないというような答弁でございましたけれども、先ほど来ありましたようにヒアリングがまだまだ不十分じゃないかというふうに私は理解しておりますので、予定がないというのは理解できますけれども、まず各団体とのヒアリングを進めるべきだと想えます。多くの人とのヒアリングをする中で、意見を聞き、それから条例の必要性が問われるのではないかでしょうか。条例ができることで、市民の意識は大きく変わってくると思います。本市で条例の制定するために課題等があるのであれば、その内容をお伺いしたいと思います。もう一度お願ひします。

（福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 先ほども答弁いたしましたが、当事者の方の意見を伺いながら、制度の創設や見直しを行うことが大切と認識しておりますので、当事者団体や関係団体等の御意見を伺う機会を検討してまいります。課題につきましては、条例を制定することで市民の福

祉に関する意識は醸成されると思われますが、まずは法律や県条例等の理念等をどのように広く理解していただけるよう取り組んでいくかが課題と考えております。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） それでは、次の質間に移ります。令和7年6月に施行開始の手話施策推進法には、目的として手話を使用する者にとって「日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通の手段である」と明記してあります。また、広島県の手話言語条例の前文を見ましても、手話言語は音声言語とは異なり独自の体系であると示されております。

質問をさせていただきます。手話は世間に理解されなかつた厳しい歴史についても触れられております。県の条例が制定されたことで、手話は言語であるという理解が本市でも広く広がることが予測されます。手話が日常生活で言語として市民に理解され、多くの機会で手話が使用される社会になることが望まれます。三次市の今後の方針についてお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 広島県においては、広島県手話言語条例が令和7年11月1日から施行されており、条例の前文には手話に関するこれまでの歴史等の記載がされ、目的には手話が言語であるという認識の下、手話言語の認識と普及、習得の機会、多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与することが記載されております。

本市では、平成30年12月議会で三次市手話言語の普及及び障害者の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例案を提案いたしましたが、平成31年3月議会で撤回請求をし、現在まで条例の制定に至っておりません。また条例撤回以降も、本市では手話を言語とし、手話を使用する方が日常生活で意思疎通の手段としているという考え方により、施策を行っておるところでございます。その点につきましては、多くの方も理解されているものと認識しています。本市としましては、手話通訳者の養成講座や派遣事業を行ってまいりましたが、引き続き多くの機会で手話が使用される社会に向けて周知啓発を進めていきたいと考えております。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 先ほど、その前の答弁でも手話の通訳者等もあるということ、私も手話通訳者の方をお願いしまして、話を聞いた経緯もあります。また、身近でも手話を習っていたり、手話をもっと広げたいという思いも多く聞いておりますので、今回この質問をしているところでございます。

手話施策推進法の基本理念には、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切

に行われるために必要な環境の整備と、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにするとあります。広島県に手話言語条例が策定されたことは大変に大きな意味があると思います。先ほどの部長の答弁にもしっかりとその内容を周知していきたいと、心強い話も聞いております。多くの方々が三次市にも条例制定をしていただきたいと期待している声は私のところへも多く届いております。手話を言語としている人はもちろんですが、手話を理解しようとしている、そういう人のためにも、本市で整備をしていくべきと考えております。

最後に改めてお伺いしますが、共生社会をめざす三次市として、情報及び意思疎通に関する条例の制定とともに、先ほど予定はないと言われましたけれども、その条例とともに手話言語に関する条例を制定することについてのお考えをお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が令和4年5月25日に施行され、その後、手話に関する施策の推進に関する法律が令和7年6月25日に施行されております。また、広島県においても広島県手話言語条例及び広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例が令和7年11月1日から施行されているところでございます。現在、手話言語条例と情報の取得や利用、意思疎通に係る条例を別々に制定する自治体も多くございますが、本市としましては、法律や県が施行した条例の理念に沿い、従来のような施策を行うことで、手話の普及と情報発信の手段の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 再三申し上げてまいりましたけれども、しっかりとヒアリングを重ねていただいて、お願ひしたいと思います。ちょっとすみません、聞きそびれたかもしれませんけれども、制定がされないという答弁だったのでしょうか。緊張のあまり聞きそびれたんですけれども、もう一回お願ひします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 条例制定ということではなくとも、当事者の方から御意見を伺うためにも、まずは当事者団体等へのヒアリングを実施したいと考えておるところです。条例を制定するところは現在考えていないということでございます。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 最初から、そこの思いで今日はずっと質問してまいりましたので、残念な思いはございますけれども、2つの条例制定の思いは大変に強いものを感じております。ただ、条例ができたことで解決するだけのものではありませんので、しっかりと周知を広げながらヒアリングを重ねて、必要である、そのときにはどうか本市でも条例の制定につながるよう御尽力賜りたいと申し添えまして、次の質問に入りたいと思います。

市道の維持管理及び安全管理についての質問に入ります。全国的に広がりつつある森林被害として、松くい虫被害とナラ枯れ被害などがございます。近年の異常気象でまた増加傾向にあるとされております。本市ではこれまでどのような対策をされてきたのか、またその効果についてお伺いいたします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉産業振興部長。

[産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 本市における松くい虫被害、ナラ枯れ被害は、近年の異常気象の影響からと、広島県のデータからも増加している状況がございます。かつては合併前の本市の旧市町村において大規模な空中防除や伐倒駆除も行われておりましたが、松くい虫、ナラ枯れとも、飛翔する昆虫による媒介という性質から、根本的な解決には至らず、現在市としましては被害拡大防止の対策等は行っていないという状況でございます。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） それでは、山間部の市道付近に先ほどの枯れ松やマキの木が枯れて、台風や風雪害で道路に倒れたりすることがございます。市民の皆さんからも心配の声を多く頂いて御相談いただくわけですけれども、その対策を求められることがあって、三次市として害虫の影響で松枯れやナラ枯れなどの中で、本市がどのような対策を行われているのかをお伺いいたします。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口建設部長。

[建設部長 濱口 勉君 登壇]

○建設部長（濱口 勉君） 市有地等から道路上にはみ出している樹木、松枯れ等で危険ということがありましたら、道路管理者である土木課のほうに御連絡いただきまして、現場を確認して速やかに対応していただければと考えております。ただ、山林につきましては所有者がいらっしゃいますので、その辺りの確認も併せてさせていただこうと思っております。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉部長。

[産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 現在、産業振興部農政課のほうでの事業を紹介させていただますと、公共施設周辺、こちらは道路等も含みますが、その周辺において山地災害や風倒木の被害の未然防止のための森林伐採について、森林環境譲与税を財源とし、公共施設等周辺森林整備事業を実施しております。この事業の要件といたしましては、公共施設等に影響を及ぼす状態の森林整備であること、森林所有者の同意が得られていること、自治会、自治会連合会等の地域の団体からの提案であり、提案者により関係者の調整ができることがあります。提案された事業につきましては、審査委員会において緊急性、公益性等による優先順位について判断し、事業の実施について決定をしているところでございます。この事業につきましては、市が事業主体であり、森林所有者や地域団体に負担はないものとなっております。

現在の状況でございますけれども、令和7年度については新規申請が2件、継続としているものが6件で、併せて8件が実施または実施待ちの状況となっております。採択から事業完了まで、道路延長にもよりますが、道路延長が長い事業箇所では6年を要しているものもあるという状況になっております。そのため、今後申請される地域におかれましては、早急な事業実施が困難な状況であることを御理解いただくよう説明していくこととしております。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） 私は、緊急性を持ったことで今回話を伺いさせてもらいますので、今いろいろな施策も聞かせていただきましたけれども、かなり時間がかかるものと理解しました。過去の答弁に、道路管理者が管理する建築限界というものがあるんですけども、車道4.5メートル、歩道2.5メートルの範囲に樹木が張り出す場合は、道路管理者が倒木の処理を行い、道路区域外、先ほど部長の答弁がありましたように私有地等の山林に対してはそれに含まれないというふうに考えております。危険木や倒木を含めて、山林所有者に対応していただくようにお願いをいつもされているとありましたけれども、先ほどの答弁にもありました。

次の質問に入りますけれども、それでも市道に隣接した危険木で事故などが発生した場合には、市の責任と認識しております。しかし、危険な枯れ松などが建築限界を越えた範囲で私有地から倒木の可能性がある場合には、所有者への注意喚起を市としてどのように取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

〔建設部長 濱口 勉君 登壇〕

○建設部長（濱口 勉君） 私有地から道路上にはみ出している樹木は、土地所有者に所有権があるため、所有者の承諾なしに市が勝手に切ることはできません。民法第717条及び道路法第43条では、山林や宅地などの土地所有者は道路上への樹木のはみ出しや倒木のおそれがある枯れ木などの危険木は個人の管理責任の下、伐採などの措置を取ることとされています。これに起因しまして、第三者が事故やけがをされた場合につきましては、その土地所有者に賠償責任が

発生する場合もあります。一方、道路管理者である市につきましては、道路が道路として通常有すべき安全性を確保するように、状況を踏まえ、予測可能な危険に対する安全措置を講じる必要があります。令和5年4月1日の民法の改正によりまして、原則は従来どおり竹木の所有者に切除を求めるべきとしているものの、催促しても越境した枝が切除されない場合や竹木の所有者を調査しても分からぬ場合などは、越境されている土地の所有者による竹木の枝の切除が可能となる内容に変わっております。道路管理者である市は、通行量が多く緊急の必要がある場合には沿道の樹木を伐採、除去することもありますけれども、通行量が少なく緊急性がない場合は通行止めなどの安全措置を行い、所有者に対して撤去をお願いしています。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 今の答弁で1つだけ確認して聞きたいんですけども、木が倒れて車に直接当たった場合は、当然木の持ち主というか山林の人だと思うんですけども、落ちとった場合に、市道に落ちるので、事故した場合には、例えば木であったりしたらそれはどなたの責任になるのか教えてください。

(建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

[建設部長 濱口 勉君 登壇]

○建設部長（濱口 勉君） 木が倒れている状況というのは個々それぞれ違いますので、その現場の状況に応じて、市に賠償責任が発生する場合もあります。そちらにつきましては、過去の判例等を参考に、その時々で判断をしていくということでございます。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 次の質問に移ります。次に、高齢化及び人口減少の山間部地域では、支撑木の伐採作業が大きな課題となっております。これまで常会単位で行うことも可能であったが、近年、人力での活動が負担になり、参加者が激減、市役所にお願いしてもなかなか対応してもらえないとの声が多くあります。市全体で管理基準があり、交通量に対しての維持管理、優先順位、先ほども緊急性ということでございましたけれども、そういうことがあるのか、市のお考えをお伺いいたします。

(建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

[建設部長 濱口 勉君 登壇]

○建設部長（濱口 勉君） 支障木に関する道路の管理基準としましては、道路法第30条及び道路構造令第12条に、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空では2.5メートルの範囲内に障害物を置いてはならないと規定されており、これを管理基準と

しています。一方、道路敷地であっても道路のり面などの通行できない範囲においては、樹木の管理基準はありません。道路路面保全業務における業務委託では、予算額を各地区ごとの人口と道路延長で配分して実施しているという状況です。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） 過去に道路除草作業の単価見直しについて、私も質問しております。そのときの答弁では、現時点においては単価の見直しは難しいお考えを示されました。しかし、近年の燃料の高騰や地域の人材不足など、ますます厳しくなることから、地域の皆様の御理解と御協力をお願いして対応されるというふうな議事録を見させていただきました。山間部に住んでいる方におきましては、日常生活で通行の妨げになる倒木や枝木については、報償費の概念はなく、自分たちのためと決めて可能な範囲で管理をしてくれております。路線を管理する委託業者等が対応するとなりますと、時間もかかりますし、当然予算範囲で限定されてしまいます。この道路の支障木伐採、報償費制度が地域の協力で地域を守る施策であるなら、人件費を上げて参加者を増やすか、作業機械費を増額して少ない人数でもできる、そういう基準に変更していくような必要があるのではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

〔建設部長 濱口 勉君 登壇〕

○建設部長（濱口 勉君） 道路の通行の妨げになる倒木や枝木については、原則として土地所有者や管理者が管理することが民法及び道路法に規定されていますが、所有者の高齢化や居住地から遠く作業ができないなどの課題に対して、地域住民の話し合いの下行われる伐採作業に対し、道路支障木伐採作業報償費制度を設け、支援をしております。対象となりますのは、樹木、竹林のうち交通の支障となっている部分の伐採を地域内の話し合いにより行われる作業となっております。報償費の支払基準は、作業員、トラック、高所作業車、チェーンソーの機械損料、地域における話し合いに係る調整事務費としています。報償費の単価は、側溝清掃における報償単価に準じており、現在のところ支障木伐採作業報償費制度や報償費単価の見直しは考えておりません。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） 今の答弁で1つ聞かせてください。では、地域の方から多く危険を伴うことでどうにかならないかという相談は、どのように市に対応を求めるべきか教えてください。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

〔建設部長 濱口 勉君 登壇〕

○建設部長（濱口 勉君） 地域のほうで伐採することが難しい、市道に危険性がある、確認してほしいという声がありましたら、市の土木課のほうに御相談をまずいただきたいと思います。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） 次の質問に入ります。三次市のホームページに通行止め情報がありました。先日はまだアップデートされていないなと思って質問を考えていましたけれども、アップデートされておりますので、これはどのぐらいの頻度で情報が直されているのかをお伺いいたします。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

〔建設部長 濱口 勉君 登壇〕

○建設部長（濱口 勉君） ホームページの通行止め情報につきましては、平成30年の西日本豪雨による災害によるものが198件ありました。市民からの問合せに対応できるようホームページで公開を始めておりましたけれども、議員御指摘のとおり、情報の未更新を確認しましたので、11月26日に更新をさせていただいております。今後につきましては、速やかな情報更新をさせていただこうと考えております。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） 関連して質問させてもらいますけれども、その情報には通行止めの印はありますけれども、期間とか迂回路などは分からぬというふうに感じるんですけども、もし市民の方から問合せがあった場合は、どのような対応をすればよいのか教えてください。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

〔建設部長 濱口 勉君 登壇〕

○建設部長（濱口 勉君） 現在、ホームページのほうで公開させていただいておりますけれども、道路の通行止めに当たっては、危険箇所の前後で車両が転回できる場所とか、起終点の交差点などに通行止めの看板とかバリケードを設置して、状況に応じて近隣住民への文書配付とか音声告知による周知も行っております。今後につきましては、広島県が管理する「ひろしま道路ナビ」のほうに登録をさせていただいて、リンクを市のホームページに貼らせていただいて、確認いただけるように考えております。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） それでは、次の質問に行きます。通行止めの種類によっては、危険度によるものかもしれませんけれども、バリケードが設置されていないところ、また通行止め看板のみであったり、安全管理面ではどのように考えられているのか、少し気になるところがございます。また、無期限に近い通行止めの考え方としては、道路としての機能がだんだん薄れているようにも感じておりますが、質問いたします。倒木や落石などが原因で長期通行止めになることがあるが、近隣住民への対応や迂回路の案内など、安全管理の対策はどのように取組をされているのか、お伺いいたします。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

〔建設部長 濱口 勉君 登壇〕

○建設部長（濱口 勉君） 道路の通行止めにつきましては、転回場所とかを考えながら、近隣住民の方への文書配付とか音声告知等で行っております。また、今後につきましては、通行止めや大規模な工事規制、そういう災害規模などの道路規制情報については、先ほどお話しさせてもらいました、ひろしま道路ナビのほうに登録して、市民の方に広く情報提供するように考えております。市のホームページのほうからの情報提供というのは、先ほどのひろしま道路ナビで一本化させていただきたいと思っております。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） 1つ聞かせてください。希薄化しとるというか、長く通行止めになつところが道路の機能が下がっているような気がするんですけども、その考え方があれば教えてください。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

〔建設部長 濱口 勉君 登壇〕

○建設部長（濱口 勉君） 道路管理者としましては、全ての道路が通れるようになるということは思っておりますけれども、実際そこに通行量がないとか、そこを止めても迂回路があるとか、そういうところで通行止めになつてているところがあります。そういうところにつきましては、ひろしま道路ナビのほうで見ていただいて、確認いただく。で、道路管理者としてその道路を、たちまち安全のために止めているという状況でございます。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔14番 中原秀樹君 登壇〕

○14番（中原秀樹君） それでは、この項目最後の質問になりますが、道路の案内表示について建設部に確認しましたところ、合併前のものが多く、近年ではあまりそういう看板は設置されていないという話を頂きました。枝分かれした路線に案内表示が設置されていることや、中に

は道路の状況変化で現地に合わない表示が、そのまま表示してあるケースがございます。市民の方からも既に存在していない地名であったり、新しい地名に変えたり、明らかに通行できない路線であれば現状に合ったものにやり変えるべきではないかという御意見を頂いております。道路の案内表示が道路改良などの状況変化で現状に合わない場合、また経年劣化した看板に対して、設備の新設、看板設備などの維持管理について、市のお考えを教えてください。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

[建設部長 濱口 勉君 登壇]

○建設部長（濱口 勉君） 道路管理者が設置します案内標識では、路線情報や目的地、通過地の方向などを案内しています。道路改良や基幹農林道の市道認定による路線名称の変更など、案内表示の更新に当たりましては、道路パトロールなどにより確認して、必要に応じて改善いたします。また、通行者の方などから案内標識に関する情報提供を頂いた場合は、現地を確認して対応させていただきたいと考えております。

（14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） しっかり住民の方にもお話を聞いていただきて、正規な安全表示をお願いしたいと思います。

それでは、次の質間に移ります。RSウイルスワクチン接種の助成制度についてお聞きします。日本全体における成人、高齢者に対しての感染状況につきましては、毎年60歳以上で約70万人がRSウイルス感染、発症し、そのうち約6万3,000人が入院して、そのうち約4,500人がお亡くなりになっているという推計を調べて見させていただいております。このRSウイルス感染症重症者リスクは、インフルエンザと同等とも言われております。RSウイルス感染による急性の呼吸器感染症は、年齢に関係なく何度も繰り返し、また初回感染時にはより重症化しやすく、特に生後半年以内の乳幼児が感染した場合でも重症のリスクがあると言われております。三次市での感染状況についてお伺いします。

（福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） RSウイルス感染症は、感染症法上の定点把握に該当し、指定医療機関から患者の発生について保健所へ届出が必要な感染症となっております。直近の広島県北部保健所管轄の三次市、庄原市における感染状況は、令和7年第43週、10月20日から10月26日でございますが、1医療機関当たり1.67人、第44週、10月27日から11月2日については2.0人、第45週、11月3日から11月9日につきましては1.33人となっており、県平均の1.27人と比較し、多少高く推移しております。2021年以降の傾向として、春から初夏にかけて感染者が増え、夏にピークが見られております。今年は注意報の発令はございませんでしたが、9月に患

者数の増加が見られました。なお、本市におけるＲＳウイルス感染症が重篤化したケースは把握しておりません。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 次に、そのＲＳウイルス感染症は風邪に近い症状とも言われております、呼吸器感染症と知られており、とくに新生児、乳児が2歳までに感染するおそれがあるとされております。始めての感染の際には重症化する可能性が示されております。ＲＳウイルス感染症の流行時期は先ほど答弁にありましたとおりでございますが、60歳以上のワクチン接種が現在行われています。来年度からは全国的に妊婦を対象に定期接種が始まると伺っておりますが、三次市における今後の課題についてお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 11月26日に開催されました厚生労働省の第2回予防接種自治体説明会におきまして、令和8年4月から妊婦に対するＲＳウイルスワクチンが定期接種化されることが公表されました。4月からの定期接種化に当たり、ワクチンは出産14日前までに接種を完了することが望ましく、かつ接種期間も妊娠24週から36週までの間と、短期間となっておるところです。該当する妊婦が接種機会を逃すことがないよう、市広報やＳＮＳ、母子手帳アプリ「母子モ」などを介して、周知を行ってまいりたいと考えます。そのほか、接種医療機関への協力依頼、広島県国民健康保険団体連合会との費用請求の調整など、4月からの定期接種化が滞りなく開始できるよう、準備を進めてまいります。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） ワクチン接種は任意でございますので、受けたいという方についてはお願いしたいと思いますが、他市町の事例を見ますと、広島県内では神石高原町が母子を対象に2005年4月から上限3万8,000円の公費助成を導入されております。三次市でも必要に応じて対応すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長（菅原啓子君） 妊婦に対するＲＳウイルスワクチンは、現在任意接種となっておりますが、先ほども述べましたとおり、令和8年4月から定期接種A類に指定されますので、他のワクチンと同様全額助成対象とするよう、令和8年度予算措置も含め、対応してまいりたいと考えております。

(14番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

[14番 中原秀樹君 登壇]

○14番（中原秀樹君） 私の質問は今回は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） この際、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前 11時 56分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番（鈴木深由希君） 真正会の鈴木深由希です。議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。市民との交流で切実な日常生活のお話、地域の課題、様々な貴重な御意見を拝聴します。ハード面では、現場に赴いて危険と背中合わせの状況を目の当たりにして、担当者から技術的な説明を頂くと、限りある財源をもどかしく思いつつ、市民の血税が正しく無駄なく使われることを願うばかりです。市民の暮らしに寄り添う中で、今何が大切か、これまで取り組んできている課題の中から2点、質問項目に選びました。大項目1は三次市まち・ゆめ基本条例について、大項目2は障害者・高齢者福祉施策についてです。これまでの検証をいま一度問う項目もあります。市民に伝える目的も含めて質問しますので、どうぞ御視聴、傍聴くださっている市民の皆様に分かりやすい表現で御理解いただける内容の御答弁をお願いします。

大項目1、三次市まち・ゆめ基本条例について。三次市まち・ゆめ基本条例について、6月定例会に統いて質問いたします。この条例は三次市の最高規範、憲法と位置づけられています。6月定例会で認知度を確認いたしましたところ、御答弁は条例の認知度、令和3年30.4%、職員アンケートの調査結果は494人に実施し、回答数は328人、回答率は66.4%でありました。第30条に定めています、4年を超えない期間ごとに、市民参加により検証委員会を設置して、検証委員会からの意見書を踏まえ、市として条例の見直しは必要ないとの判断をしています。見直しは必要ないとしても、周知に課題があるとの検証委員からの御指摘やアンケート調査結果などが施策に反映されているか疑問であります。今年度3月3日から6月30日まで市民アンケート、住民自治組織へのアンケート実施の目的と、実施方法と回収率をお伺いいたします。また、質問項目にはどのようなものを設定されていましたか、お伺いいたします。

(地域共創部長 吞谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 吞谷地域共創部長。

〔地域共創部長　呑谷　巧君　登壇〕

○地域共創部長（呑谷　巧君）　市民アンケートの回収結果の数値とか内容についての御質問ですけれども、市民アンケートは平成29年度に実施した検証委員会の意見提言書を受けて、この条例に対する市民の認知度や理解度を把握する目的で、令和3年度のまち・ゆめ基本条例の検証の際に始めたものです。今年度は令和7年3月3日から6月30日まで実施し、市ホームページ上の電子申請による方法で回答者数は113件となっております。

アンケート内容につきましては、居住地、条例の存在、市の考える方針や事業の計画段階で市民の意見等が反映される機会に参加したいかということを調査しています。

（2番　鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　鈴木議員。

〔2番　鈴木深由希君　登壇〕

○2番（鈴木深由希君）　アンケートの結果、市民の声をどのように受け止めて分析されましたでしょうか、お伺いいたします。

（地域共創部長　呑谷　巧君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　呑谷部長。

〔地域共創部長　呑谷　巧君　登壇〕

○地域共創部長（呑谷　巧君）　アンケートの回答結果につきましてですけれども、アンケートの回答結果につきまして、回答者は主に30代から60代が多く、113人の方から回答を頂きました。まずは条例の認知度ですが、「知っている」が38.9%となっており、前回の30.4%を上回る結果となっています。年代別では、60代、70代においては「知っている」が半数を超えておりますが、それ以外の世代については半数を下回る結果となっています。市の考える方針や事業の計画段階で市民の意見等が反映される機会に参加したいかという問い合わせにつきましては、「強く思う」と「思う」が全体の8割を超えており、どの世代でも割合が高く、市政への積極的な参加の姿勢が見られる結果となっております。

（2番　鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　鈴木議員。

〔2番　鈴木深由希君　登壇〕

○2番（鈴木深由希君）　38.9%というのはあまり伸びているとは言えませんけれども、しかしながら回答くださった皆さんのが8割、強く市政へ参加したいというお気持ちを持ってくださっているというのは大変いいことだと思います。

この結果は、ホームページ等で発表されているのか、今後発表されるお考えがあるのか、ちょっと聞かせてください。

（地域共創部長　呑谷　巧君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　呑谷部長。

〔地域共創部長　呑谷　巧君　登壇〕

○地域共創部長（呑谷　巧君）　この市民アンケートの結果ですけれども、取りまとめております。

現在公開しておるかどうか、ちょっと確認は取れおりませんが、市民の方から御要望がありましたら、そういった結果については公表したいと思います。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番（鈴木深由希君） わざわざ聞かなくてもいいかなと思ってホームページを探したんですけども、なかつたもので質問しました。市民の要望があつたらということですけれども、せっかく参画してくださってアンケートにお答えいただいたんですから、やはりホームページにアップして皆さんと共有したいと思います。よろしくお願ひします。

次に、条例普及啓発の取組について。これまで検証委員会の皆さんから、なかなか啓発が十分でないんじゃないかという御意見が毎回出ていると思います。三次市の施策の柱として、市として現在はどのような位置づけと捉えておられるのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

(地域共創部長 吞谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 吞谷部長。

[地域共創部長 吞谷 巧君 登壇]

○地域共創部長（呑谷 巧君） 施策の柱としての位置づけということですけれども、まち・ゆめ基本条例は市民と行政が協働し、地域のまちづくりを推進するための基本的な枠組みを定めたものであり、市民参加の促進や地域の活性化をめざし、市民と行政が一体となって地域社会の発展を図るための約束事として位置づけられており、本条例の基本理念に基づいて市の施策を進めているというものです。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番（鈴木深由希君） いろいろな一般質問の御答弁とか、総合計画とか上位条例に基づいて行っているというのを、いつも行政の立場として表現されますけれども、従来の啓発では20年かかるても条例が市民に周知されていない。これまでの啓発が不十分であったと考えます。アンケートの結果は38.9%、少し伸びたとはいえ、今後啓発の方法について協議する機会を設けられたのでしょうか。また、その協議は担当部署のみのものか、部長会議や委員会のようなもので協議されましたか。市の重要な柱であります。どのような対応をされたかお伺いいたします。

(地域共創部長 吞谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 吞谷部長。

[地域共創部長 吞谷 巧君 登壇]

○地域共創部長（呑谷 巧君） 具体的な協議の場といたしまして、今年度は住民自治組織の代表や各種団体、また公募による市民からなる三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会を開催し、今回のアンケート結果を参考に提言書をまとめています。その中でも、啓発が十分でないといっ

た御意見を頂いているところです。提言書がまとまりましたら、市のホームページへの掲載や、府内ポータルサイトによる職員への周知、また、まちづくり作文の優秀賞とともに条例について市広報紙で市民に周知をしていきたいと思います。また、府内でも部長会議等の機会を通じてその旨を共有させていただきたいというふうに考えております。今後も市政に関わる職員が本条例の趣旨を深く認識し、併せて市民一人一人にとって本条例が身近な存在となり、協働のまちづくりが広がるように、普及啓発に努めていきたいと思います。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） 第5章、第9条に情報共有の原則と、第10条、情報の公開についてとあります。今、協議されたりしたとおっしゃっているんですけども、具体策が出てきていないように思われます。市は市政やイベントの情報などを様々な手段、媒体で発信しています。具体的にどのような媒体を利用して情報を発信していますか、お伺いいたします。また、それぞれの手段について、有効性と今後どの手段に力を入れていこうとしておられるか、御所見をお伺いいたします。

（経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 笹岡経営企画部長。

〔経営企画部長 笹岡潔史君 登壇〕

○経営企画部長（笹岡潔史君） 三次市では記者会見やニュースリリースによる報道機関への情報提供と、広報紙「広報みよし」やホームページを始め、LINE、X、インスタグラム、フェイスブックなどのSNS、ケーブルテレビの広報番組「市役所ほっとニュース」と音声告知放送及びデータ放送、また広島ホームテレビのデータ放送「dボタン広報誌」を活用して、情報を発信しております。

それぞれの広報手段の有効性につきましては、広報のアンケートやSNSの反応などから把握に努めているところです。アンケート結果によりますと、紙媒体であります広報みよしは、特に高齢者層への認知度が高い傾向にございます。一方で、ホームページやSNSにつきましては、インターネットを利用される層への有効性が高く、必要なときに必要な情報を検索できるという利便性があり、若年層や子育て世代などの利用が高い傾向があります。このようにそれぞれの広報手段によりまして有効性が異なるため、今後におきましても発信する情報の内容に応じまして、複数の手段を組み合わせた多重的な情報発信が大切であるというふうに考えております。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） それぞれの年代によって選ばれる情報源が違うということで、複数のものを組み合わせるというのは一番いい形だと思います。高齢者の中にインターネットやSNS

の活用が難しい方がおられ、今、市の広報紙、紙媒体が一番高齢者層によく読んでもらっているということでしたが、テレビやラジオからニュースなどの情報収集を高齢者はされているようです。

モニター表示、ナンバー1をお願いします。こちらが先ほど部長がおっしゃいました広島ホームテレビのdボタン広報誌の画面です。本市が契約しておられまして、展示会等のイベントの紹介、暮らしに関する情報、行事参加募集のお知らせなど10項目の情報が見出しで表示できます。そして、この見出しを見て関心を持たれたときに、次のページで詳細情報を見る事ができます。このdボタン広報誌ですけれども、このたび実証実験が始まりましたA I オンデマンドバス「のるーと三次」の宣伝も出ております。

一般質問をするに当たりまして、広島ホームテレビへdボタン広報誌のシステムについて伺いました。主な利点が、聞かせてもらった中で3点ありました。dボタン広報誌は地上波デジタル放送であることから、インターネット回線とは異なり、災害時にアクセスが集中する場合でも、直ちに正確に情報を伝達できるツールとのことです。ネット環境のない高齢者の御家庭でも、テレビで自動車のフルセグ受信が可能なカーナビ・アンド・テレビであれば、避難中の自動車の中でも身近な地域の災害情報を入手できるとなると、緊急時に大変役立つものと考えます。観光イベント情報など、市民はもちろんなんですけれども、他市にお住まいの方がdボタン広報誌で、例えば三次市神楽共演大会とか様々な情報が市外の方にも見ていただけて、訪れていただけたという機会にもつながり、観光振興につながることが期待できると感じました。アナウンスでは情報を聞き流してしまうこともありますけれども、文字による情報なので、自分のペースでじっくり読むことができます。高齢者の方はもちろん、聞こえにくい方、聞こえない方にも喜ばれると思いました。紙の広報紙で伝え切れていない身近な生活情報、地域の情報や市からの情報がdボタン広報誌で随時発信されることで、市民サービスの向上、また文字情報なので高齢者や聞こえにくい方、聞こえない方に優しい情報発信であると、このシステムを聞いて導入されたことを評価しております。このdボタン広報誌について、導入の経緯をお伺いいたします。

(経営企画部長 笥岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 笥岡部長。

[経営企画部長 笥岡潔史君 登壇]

○経営企画部長（ 笥岡潔史君） dボタン広報誌の導入の経緯につきましては、令和5年8月に情報発信ツールの拡大の一環といたしまして、試行的に運用開始いたしました。その後、令和6年度から本市の広報手段の1つに位置づけまして、現在も運用しているところです。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番（鈴木深由希君） 担当部局はどのような運用をされていますか、お伺いいたします。

(経営企画部長 笥岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 笹岡部長。

〔経営企画部長 笹岡潔史君 登壇〕

○経営企画部長（笹岡潔史君） 担当は、秘書広報課のほうで担当を行っておりますけれども、広報みよし等の記事も参考にしながら、定期的にイベントや暮らしのお知らせ情報等を組み合わせて、特に先ほどおっしゃいました市外向けの情報も組み合わせながら、全体で10個のプログラムが入りますので、それらのバランスを取りながら記事の掲載を行っております。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） 担当者だけで次々と出てくる情報を集め、dボタン広報誌にアップするのは、なかなか大変なのではないかなと思います。部局間の協力で新しい情報の更新がスムーズに行われて、市民サービスの向上につながるよう、全庁的に連携を図ってはいかがかなと思ったりしています。予算をつけてdボタン広報誌を運用しているところですが、これもまた市民への周知がほとんどなされていないようです。

ここで、三次市まち・ゆめ基本条例を読み上げます。「第5章、情報共有と公開、情報共有の原則、第9条、市民と市議会及び市は、市民のしあわせを実現するために情報を共有することとします。情報の公開、第10条、市民と市議会及び市は、まちづくりについての情報は、みんなの共通財産という認識に立ち、速やかに、分かりやすく情報の公開及び提供に努めなくてはなりません」。

9月定例会、予算決算常任委員会の令和6年度決算審査において、私はdボタン広報誌の決算について質問しています。しかしながら、このたび一般質問をするに当たり、市職員、同僚議員にdボタン広報誌の話をしても、知らないとの答えがほとんどでした。先月開催されましたみよし健康福祉まつりで、秘書広報課と広島ホームテレビの合同ブースが設けられていて、市の公式LINEとdボタン広報誌のデモンストレーションが行われていました。少しでも知っていただけなのではないかなと思います。いい企画だったと思います。dボタン広報誌は市民サービスに有効であると考えて導入したのであれば、多くの方がdボタン広報誌で情報収集できるように、なぜ周知されるよう広く啓発しないのでしょうか。私は冒頭、市民の血税が正しく無駄なく使われることを願いますと申し上げました。dボタン広報誌について、周知の現状をどう把握されていますか。また、今後の方針をお伺いいたします。

（経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 笹岡部長。

〔経営企画部長 笹岡潔史君 登壇〕

○経営企画部長（笹岡潔史君） dボタン広報誌の入力のところですけれども、システム上1つの機器からの入力になっているということもありまして、担当部署のほうで一括して入力をしている現状にあります。入れる情報につきましては、おっしゃられたように、全庁的な協力体制の下で有効な情報の入力に努めていきたいと考えております。

d ボタン広報誌の周知につきましてですが、d ボタン広報誌自体が広島ホームテレビさんのみの運用ということもございまして、いろんなテレビ局、複数のテレビ局がある中でその1局のところへ、なかなか周知が、御認識いただけない部分もあろうかと思いますけれども、市のほうといたしましては、市役所庁舎内でのポスターの掲出や、転入される方へのチラシの配付等を行って、周知に努めているところです。引き続き、市の広報媒体の活用や関係団体の御協力も頂きながらd ボタン広報誌の効果とか内容について、周知に努めていきたいと考えております。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） この質問で、傍聴にお越しの方、議会中継を御視聴くださっている市民の皆さんに知っていただくことができたと思います。情報共有と公開について、第9条に「市民は、まちづくりに参加するために市議会と市が持っている情報について、知る権利と取得する権利をもちます」とあります。d ボタン広報誌を例に提案いたしましたが、ほかにも発信不足で周知されていない、眠っている事案がありませんか。確認をお願いし、改善すべきところは知恵を出し合って広く啓発するようお願いいたします。

次に、市職員の育成について。条例の第8章、市の役割と責務、第3節に市職員の責務、第25条「市職員は、このきまりを自覚し、常に公正で誠実、そして能率的に職務を行わなければなりません」と規定されています。部局を越えた委員会、部長会議、職員による提案、効率的な組織運営を行っておられることと思います。様々な技能や特色を持った職員がおられる中で、条例にある責務を果たすために、市が取り組んでいることをお伺いいたします。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田総務部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 市では令和7年3月に策定いたしました第4次三次市人材・育成確保基本方針において、めざす職員像を「社会の変化をとらえ、対話により分かり合い、他者を巻き込みながら自発的に解決に向けた行動ができる、変革力のある職員」と定義しまして、職員の育成・確保に努めています。また、個々の職員がそれぞれの役割や能力を最大限に發揮して、部署内での連携、組織内での横連携を深めることで、機能する組織となることをめざしております。能率的な業務の一例といたしまして、1つ組織横断的な取組でもありますけれども、三次市デジタル人材育成方針に基づきまして、DX推進リーダーを任命して、主体的にDX化、BPR（業務プロセス改革）の取組、また新たなサービス提案を進めていける体制づくりを行っております。本年度はDX推進リーダーがそれぞれの能力を生かして21事業を提案しまして、貸館手続のデジタル化でありますとか、証明発行業務のオンライン化、こういったものを提案しておりますので、実現可能なものについては具体化に向けた取組を進めておるところでございます。また、職員が様々な能力を生かして、副業として地域貢献活動を積極的に行えるよう、

営利企業従事許可に係る基準も整理して周知をしておりますので、そういった活動もしやすくしておるところでございます。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） DX推進リーダーの下いろいろな取組、21事業という提案があったそうです。証明発行のオンライン化とか、これからもますます発展していく分野で、現代社会において後れをとることのないよう研究が進められていることは評価するところであります。

大項目2に移らせてもらいます。障害者・高齢者福祉施策についてに入ります。広島県手話言語条例及び広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例制定を受け、本市の取組について、午前中同僚議員の質問の御答弁を聞かせてもらいましたが、改めて質問させていただきます。

9月30日に広島県議会9月定例議会に傍聴に行きました。多くの障害者団体の皆様が見守る中、広島県手話言語条例及び広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例の2条例が可決、成立し、11月1日施行となりました。日を変えて条例作成の中心となって行政と各団体との調整役を担われた広島県健康福祉局障害者支援課自立支援担当監にお話を伺うことができました。条例制定の要望を受けて、様々な障害者団体と何度もヒアリングされて、条文を具体化するまで調査研究を重ね、最終的に手話言語条例と様々な障害をお持ちの方全てに情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する基本理念をまとめられたそうです。当初の手話言語条例制定案に障害者全般に係る施策の推進を加えることは難しくなかったのですかとお尋ねしますと、上は頭が丸いのでスムーズでしたと、ほほ笑んでお答えくださいました。定義の言語に文字言語を加えることに少し時間を要されたそうです。意思疎通手段の言語に手話言語のみならず文字言語を含むとあります。この文字言語という表現は皆さんも聞き慣れないと思うんですけども、耳の不自由な方、難聴者の方、それから喉を切開されて言葉を発することが難しい方、脳梗塞で失語症になる、いろんな方が筆談で意思疎通を図られます。要約筆記とかもあります。だから、それを文字言語と位置づけてほしい。これは難聴者・中途失聴者協会の会長さんが、もう10年も前からずっとおっしゃり続けていた観念というか定義です。それをいろいろと吟味する間、時間はかかりましたけれども、皆さんの理解が得られたということも、過程も説明していただきました。各市町の地域性を踏まえた条例制定も求められていることは承知しています。各市が必要性を考えて判断されたら、県は協力を惜しまないとお言葉をちょうだいしました。

条例制定の予定はないと、午前中答弁されております。従来の施策で普及に努める、ヒアリングを行っていくというお言葉も頂きました。国の法整備が進み、県が条例制定、社会の意識が確かに大きく変化してきています。三次市の現状を考えますと、改めて検討する時期に来ているのではないかと考えます。これまででも、条例撤回の後、市長にも市内にあります障害者団体7団体ですか、面談をしていただきました。教育民生常任委員会の皆さんとも面談をしても

らいました。障害者団体の皆さんには口々に初めて行政、議会と膝を突き合わせて話ができたと、その当時大変喜んでいただいたんですけども、その後がどうも続いていないんですね。当時、撤回理由をちょっと振り返りますが、県のように調査研究し、回数を重ねて団体相互の意思疎通を図る橋渡しをする努力が行政、市議会とも欠けていたのではないかと思います。

令和3年に障害者差別解消法が改正されて、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務づけられ、令和6年4月施行されました。アンケートを基にしたデータの収集、分析は現状を把握して次の計画、目標を立てることに必要あります。第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は今年度始まったばかりですが、アンケートの結果、課題に対してこれまでどのような施策を行い、成果を出されましたか、お伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

〔福祉保健部長 菅原啓子君 登壇〕

○福祉保健部長（菅原啓子君） 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のアンケート結果では、障害あることで差別を受けたことがあると回答された方は29.3%と高くなっています。また、配慮に欠けると感じた場所としては、労働及び雇用が33.3%と最も多く、それに次いで地域や家族関係、公共交通の利用が多いと回答されております。本市としましては、障害者支援センターに委託をし、相談業務を中心に事業をしております。また、障害者支援のネットワークに差別解消部会を設置し、社会福祉協議会や関係団体と協力し、学校等の福祉教育の実施や合理的配慮の周知等に取り組んでいるところでございます。なお、この計画は令和6年度から8年度の3年間となっておりますので、施策の成果についての検証はこれからとなります。次期計画更新に向けて、現在アンケートを実施する準備を進めているところでございます。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） 障害者支援ネットワーク連絡会議とか障害者支援協議会、ただいま御紹介いただきました差別解消部会など、そこへ参画している皆さんがここ10年変わってきたと、運営が変わってきたと。その意見を交わすこと、そして次の回へ行ったときに、自分たちが提案したことをちゃんと組み込んでいただいていると。これも一般質問等でお願いしたりしたんですけども、確かに市政、少しずつ変わってきています。取り組んでくださっている。午前中の御答弁にもありましたけれども、従来の施策というものの取組は評価しております。少子高齢化だったり人口減少の課題対決の一助に、差別を生まない福祉、市民が穏やかな日常を送れる充実した福祉の実践があると考えます。

みよし健康福祉まつりで、三次点訳サークル「ほおづき」の代表から、視覚障害の皆様の皆さんに伝えたい思いと題した手作りの冊子を頂きました。視覚障害の方と点字でやり取りされた内容を、点字が読めない私たちのために代表がパソコンで打ち直してくださったものです。会場で広島からお越しの視覚障害者とお話しできました。冊子に、周りの方には少数派を身

近に感じていただくだけで十分です、これで十分です、物足りないという方には優しい想像力をお願いしますとコメントがあります。この優しい想像力がずしんと腹に落ちたことを伝えましたら、御当人は笑っておられました。優しい想像力、私たちは健常者であって、目の不自由な方、耳の聞こえにくい方、内臓疾患のある方、それぞれのお困り事というのは、確かに理解はできません。しかし、イマジネーション（想像力）を働かせて、あ、今何を困っていらっしゃるのかな、お手伝いできることはないかなと、その想像力というもの、優しい想像力がお互いのコミュニケーションにつながっているのだなと実感しました。この冊子、市長にも実は届いていますよね。読まれて、きっと市長も優しい想像力のところが目に留まられたのではないかと思います。本市の福祉施策の方向性について、市民の幸せを願う市長のお考えをお伺いいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 先ほど御紹介いただいた冊子につきましては、私も目を通させていただいて、今御指摘の部分につきましても本当に刺さったキーワードの1つであります。その中で、本市においての基本的なところを答弁させていただきますと、将来的な地域共生社会の実現をめざして三次市地域福祉計画を策定しているのは御承知のとおりです。少子高齢化、人口減少の課題、さらには地域福祉計画に限らず市が抱える課題全体に共通して考えております。この地域福祉計画がめざす地域共生社会は、行政、住民、民間事業所、課題解決に関わる関係者が一体となり、地域生活の課題を解決する取組が基本となることから、日頃からお互いが理解し、助け合う関係づくりや、交流の場の確保が大切な取組になるというふうに考えております。三次市総合計画の基本理念でもある「市民のしあわせ」の実現、これに向かまして、福祉を始め関連する施策の推進を行うことが、差別を生み出さない環境の醸成や市民が穏やかな日常を送れる充実した社会の形成につながるというふうに考えております。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） 丁寧にありがとうございます。同じように刺さったんですね、うれしいです。市長の御答弁はいつも誠実であります。分かりやすいです。しかしながら、これまで具体的な施策は述べられていないように思います。

ここで2点、多くの市民が願っている具体的な施策を提案いたします。条例の制定、もう一つは市広報番組「市役所ほっとニュース」、議会中継に字幕をつける、どうぞよろしくお願ひいたします。

認知症の高齢者たちが行方不明になるのを防ぐため、2の高齢者向けG P S端末無料貸与についてに移ります。認知症の高齢者たちが行方不明になるのを防ぐため身につける小型の衛星利用測位システム（G P S）端末の無料貸与を、令和8年4月本格導入に向けて、9月から3

月末までの期間で先着25名程度を対象にした試験的な取組について、次の4点お伺いいたします。

どのように募集をされましたか、応募状況について、端末システムの費用について、4月からの運用について非課税の方は無料で貸与する支援がありますでしょうか。以上4点お伺いいたします。

（福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

〔福祉保健部長 菅原啓子君 登壇〕

○福祉保健部長（菅原啓子君） 今年度7月から市内介護事業所、民生委員など高齢者を支援される方と警察、消防など関係機関を中心に周知を始め、各種会議の場で随時周知を図り、8月の市定例記者会見での実証実験の発表を皮切りに、広く市民の皆様に市ホームページ、広報みよしでの周知を随時行っているところでございます。9月以降には新聞に記事が掲載され、テレビの番組でも取り上げていただいたところでございます。さらに三次警察署との連携により、支援が必要と思われる方への個別周知も随時実施しているところです。今日現在でございますが、5件申請を頂いているところでございます。

2つ目でございますけれども、機器につきましては、初期費用が1件当たり7,700円で、月額1,650円の利用料となっております。令和7年度予算で25件分、62万7,000円を計上しております。なお、実証実験でございますので、利用者負担はございません。

3つ目の質問でございますが、現在の申請件数で来年3月まで実証実験を続けた場合、十分な検証ができないと判断し、令和8年度も可能であれば現在の実証実験という形を継続していくかと考えておるところです。ですので、非課税、課税に関わらず無料で来年度も貸与する予定であると考えております。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） それぞれの団体からの広報もありますし、民生委員さんたちがお声をかけてくださっていることだと思います。消防署と連携する緊急時のボタンがあります。そういうのも少しづつ伸びていきましたから、これからかなとは思うんですけども、ぜひ広まってほしいですね。おうちの方も安心されると思います。

次に、音声による防災ハザードマップについてお尋ねします。災害時の避難情報や危険箇所を現在地で読み上げるサービス「耳で聞くハザードマップ」、視覚障害者や外国人に的確に情報を提供し、迅速な避難に役立つ無料アプリを仙台市が導入したそうです。災害時、一番大切なのは迅速な避難行動につながる情報伝達であることから、このように障害者の避難に有効と考える手段を検討してはいかがでしょうか。これまでいろいろなウェブとか使ったものも御提案されていますが、今御提案させていただくこういった視覚障害者や外国人に向けた無料アプリ、いろんな種類があると思いますけれども、導入のお考えはありませんでしょうか。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 障害者を始めとしました要配慮者が災害から命を守るために、必要な情報をより確実に伝達するということは大切だと考えております。これまで三次市では、災害情報の提供に当たりましては、他の取組も参考にしながら音声告知放送、防災メール、ＳＮＳ、4か国語によるハザードマップの公開といった、多種多様な手段や機能について確保を図ってきております。音声による読み上げにつきましては、スマートフォンの機能を活用しての情報読み上げが可能となってきており、ハザードマップにつきましても現在市が作成・公開しております、ウェブ版ハザードマップと同一の内容が閲覧できます国土交通省の「重ねるハザードマップ」は、音声読み上げソフトで読み上げることが可能となっています。引き続き、御紹介がありましたような他市の事例ですとか県の動向等も注視しながら、まずは現在既にある防災メールの読み上げ機能の活用などについて広報や啓発を進めるほか、重ねるハザードマップの読み上げ機能につきましても周知を図りたいと考えております。今後も、災害から命を守るために適切な行動を取っていただけるよう、個別避難計画の作成の支援の取組も併せながら、重層的な取組を続けてまいりたいと考えております。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） 同じアプリにこだわっていただくことはありません。この三次市に適したもの、また皆さんが必要な使いやすいものをいろいろと研究してみてください。よろしくお願ひします。

このたび大項目2つ質問いたしました。関連したものであります。生きるために地域で支えあつたり、支援を受けたり、文化・スポーツを楽しんだり、根本に何をするにも情報の取得、共有が常に必要であると考えます。手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例を制定して、三次市まち・ゆめ基本条例とセットで協働のまちづくりを行っていきますと、市民のしあわせの実現、市民がしあわせを実感できる三次になるのではないかと考えます。しっかりと福祉のほうにも目を向けてお考えください。これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） この際、休憩いたします。再開は14時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 1時49分——

——再開 午後 2時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） 12月定例会最後の質問を行います。議長の許可を頂きましたので、質問させていただきます。日本共産党の伊藤芳則です。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、高市政権が発足して1か月が過ぎますが、今年の流行語大賞に選ばれてしまいました。過去の政権が維持してきたルールを踏みにじって戦争国家づくりへ暴走していくの大変心配しているものです。非核三原則堅持については明言は避け、安保三文書改定の議論を開始し、大変危険な道に踏み出そうとしています。何としてもこれは止めなければなりません。このことをまず申しまして、質問に入らせていただきます。

小学校の再配置について、小規模特認校設置についてお伺いいたします。まず9月定例会で小規模特認校の具体を速やかに明らかにすることを求める決議を議会で採択しております。その中の最後に、市民全体で議論できるよう速やかに小規模特認校の具体等明らかにすること、また小規模特認校の設置に関しては、子供たちがきめ細やかな指導や特色ある教育が受けられ、充実した学校生活が送れるといった目的が効果的に達成できるよう、地域内の設置を求める声を十分に受け止めるとともに、市域全体を視野に様々な課題の解決が図られるよう検討されたいとしています。

9月26日、初めて学びの多様化学校及び小規模特認校の設置について、資料が全員協議会へ提出されました。河内小学校を考える会の皆さんは傍聴に来ておられましたので、そのとき初めて小規模特認校について知ることとなりました。河内小学校を考える会の地元の皆さんはいろいろ検討した結果、3番目の三次市がつくる小規模特認校、（1）基本的な考え方の最初のところに、大きな集団での生活、学習になじみにくい児童、未就学児を対象に地域資源を生かし、地域との交流を大切にしながら、少人数で特色ある教育活動を展開する学びの環境を整備することにより、学びの選択肢と機会を確保しますとなっていますが、この大きな集団での生活、学習になじみにくい児童を対象にの部分ですが、これではIターンやUターンでまた自由学区制度を利用して小規模校を希望している児童は行くことができないことになります。また（2）のエ、（仮称）入校検討委員会で入学、転入が適当であると判断された児童の文言は必要でないのではないかということになりました。11月7日の河内のまちづくりトークの中でも、これでは小規模特認校ではなく小学校版の学びの多様化学校でしかないのではないかとの意見も出されました。幸い、三次市は自由学区であるため、小規模を選択している児童もおられます。また、移住して来られた方もおられます。大きな集団での生活、学習になじみにくい児童を対象にと限定することでは、まさに小規模特認校とは言えないのではないかでしょうか。このことについて、どのように検討されたのか伺います。どのような特認校をつくっていこうとしているのかお伺いいたします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇教育部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 小規模特認校につきましては、学校選択制の1つである特認校制度を実施するものであり、各自治体で様々な形があります。今回、本市が設置しようとしている小規模特認校は、地域に学校を残すために設置しようとするものではございません。市全体で全ての児童生徒にとって魅力ある教育環境となることを目的に、どの地域の子供にも集団活動が可能となるよう学校を再配置することを基本としつつ、大きな集団での生活や学習になじみにくい児童を対象に、地域資源を生かし、地域との交流を大切にしながら、少人数で特色ある教育活動を展開する学びの環境を選択できるように設置するものでございます。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 大きな集団での生活や学習になじみにくい児童を対象ということになれば、これは不登校の児童などに限定するものにしかならないのではないかでしょうか。これでは、前任者の質問にもありました、教師への負担というものは大変大きなものがかかるのではないかと大変心配するところですが、そのような対応についてはどのようにお考えなのかお尋ねします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 大きな集団での生活、学習になじみにくい児童とは、学校へ登校しているけれども、大きな集団での生活や学習に不安や居づらさを感じている児童、また少人数での生活、学びのほうが自分を表現できたり力を発揮しやすいと感じる児童などを対象としております。

教員への負担でございますけれども、新たに設置する小規模特認校や学びの多様化学校も含めまして、教職員の体制についても、先進校等を参考に整備していきたいと考えております。例えば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職が連携して支援に当たる体制や、教職員の役割分担を工夫するなどして、一部の教職員に負担をかけない体制を整えるように検討しております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） どうも納得いかないというか分かりづらいんでございますが、大きな集団で生活できない、なじみにくい子供さんばかり集めてしまうということでは、本当にまとまりのない学校にしかならないし、それはまさに学びの多様化学校化してしまうのではないかということになるんじゃないかと思うんです。では、逆に普通の児童の皆さん、小規模の学校へ行きたいという方の場合、そういう学校はなくなってしまうということになってしまうのでは

ないかと思うんですが、誰でも入学できるという学校こそ必要ではないかと思うんですが、そういう考えはないのでしょうか。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 三次市では通学区域自由化制度を設けておりますので、小規模のよさを生かした小学校で学びたいという場合は、既に希望により選択できる環境にございます。また、このたびの学びの共創プランにおきましては、児童生徒が一定規模の集団活動が可能となるような学校を再配置することを基本としております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） ということは、今まで自由選択ということで小規模特認校に近い学校でやってきたということですよね。そういうことの中で、河内小学校においてはよそからも来ていただいて成り立ってきたという経過があります。9月定例会でも質問しましたが、いろいろな小規模特認校を調べてみました。大阪府八尾市の小規模特認校は、従来の通学区域は残したままで、通学区域に關係なくどこからでも就学を認めるものとして、他校にないその学校だけの特色ある教育カリキュラムを実践できるとしています。これまで河内小学校ではオープンスクールを始め、様々な取組をしてきました。そのおかげで他地域からも通学してきていただいております。これらのことと含めれば、まさに小規模特認校について考えているのではないかと思います。これまでの答弁は、子供の教育環境の質と向上が前提であるとか、学びの選択肢を一人一人にしっかりと提供していくといった基本方針の説明をしていくことの答弁ばかりでした。教育委員会の一方的な説明です。それはちょっとおかしいのではないかという方が河内の皆さんからの意見です。市民、地域の声をしっかりと聞いて、学校をつくっていく考えはないのでしょうか。もう一度お伺いいたします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 今回の学びの多様化学校、小規模特認校を記載しております学校のあり方に関する基本方針につきましては、約1年間をかけまして、様々な分野の市民の皆さんと協議を重ねてつくったものでございます。また、パブリックコメントでありますとか地域のほうにも説明に伺っているところでございます。これからも市民の皆さんとの御理解を頂きながら進めてまいりたいと考えております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） それではお聞きします。小規模特認校の具体的なのが出てきたのは9月26日が初めてではないでしょうか。本当に地域の声を受け止めしていくということであるならば、今、地域で説明会とかも持たれておるようですけれども、小規模特認校の設置についての資料は、聞くところによると配付はされていないと聞いております。あとホームページを見ても、この資料はどこにも見当たりません。これでは、市民全体で議論しているとは言い難いのではないかでしょうか。その説明はどのようになっておるのか、まずお聞きします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 小規模特認校につきましては、学校選択制の1つでありまして、各自治体で様々な形があるということは御理解ください。そして、三次市のはうの小規模特認校ということで、全員協議会でお示しをしたものでございます。河内とか希望のあるところでは出向いて説明をしている地域もございます。ホームページ等につきましては、今後掲載してまいります。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） だから、よその地域ではほとんどの方がこの小規模特認校について御存じないということですね。それでは全然話が違うと思います。先ほど述べました9月議会の決議の中に含まれておるものとはまるで違うじゃないですか。その中には、地域内の設置を求める声を十分に受け止めるとともに、市全体を視野に様々な課題の解決を図られるよう検討されたいとしております。そういうことには全然なっていないということですね。そういうことで解釈するんですが、それでよろしいですか。そのまま進めて小規模特認校を設置しようとするということになるんですが、ほかの地域でも小規模特認校について手を挙げていないというのはあるかもしれないけれども、河内小学校を考える会から出た要望書には、ちゃんと市内全体で議論してほしいということも含まれておったと思います。そういう考え方の基になった場合にどのようにお考えなのか、もう一度お聞きいたします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 繰り返しになりますけれども、小規模特認校につきましては、学校選択制の1つである特認校制度を実施するものであります。各自治体で様々な形がございます。三次市としての小規模特認校ということで、全員協議会のはうで資料をお示しいたしました。これまで説明をしてほしいという地域が複数ございまして、そちらのはうでは説明もいたしております。市民の皆さん全体につきましては、もう少し具体化しましたらホームページのはうにも記載をさせていただきたいと思っておりますし、議論もお願いできればと思いますけれど

も、小規模特認校につきましては市域全体から入学することができる学校でございます。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） だから、小規模特認校はどこからでもできるのは分かるんですけれども、そういう学校であるということに限定するのが三次市教育委員会の考えておられる小規模特認校なのかということになるんですけれども、何度言っても平行線で来たわけですから。でも、そういう学校をつくっていくことが本当に子供たちにとっていいのだろうか。まさに不登校であったり、それに近いような子供さんたちを別な学校に行かせるんじゃないかというふうにしか私は思えません。例えば、仮にどこかにその学校をつくったとしても、地域との連携を本当に取れていいけるんだろうか、それとそういう学校に子供たちが本当に行こうとするだろうか。親御さんがその学校に行かせようとするのか、児童生徒がそこに集まるのか。無理やりに不登校の子にそこに行ってくださいということになってしまふんじゃないかもと思います。その辺の考えはどうなんでしょうか。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 地域との連携につきましては、本市で設置しております小規模特認校は設置する地域の子供が通う学校ではなくて、大きな集団での生活や学習になじみにくい児童を対象とする学校でございます。その上で、当該地域の資源を生かして地域との交流を大切にしながら、少人数で特色ある教育活動を展開する学びの環境を整備していきたいと考えております。この小規模特認校を設置した地域にも子供さんは住んでおられますので、例えば地域行事では小規模特認校に在籍する子供も当該地域の子供も一緒に参加できるように、学校と地域で協働して盛り上げていただくことも可能ではないかと考えております。そして、視察した学校もございますけれども、地域学習や地域行事への参加を積極的に位置づけて、地域と学校が協働する機会をつくる関係の学校もございました。このような取組は小規模特認校で学ぶ子供にとっても、また当該地域の子供にとっても成長につながる機会になると考えております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） だから、まさに多様化学校でしかないと私は思いますよ。実は、11月12日に河内の地元の回答を求めるということであったと思います。地元としては、小規模特認校設置計画の提案については、市の小規模特認校に係る基本方針を市と協議を進めていくとして、11月12日時点では協議中であるということで、教育委員会へ回答をしておられます。地元としては、河内小学校を、地元に寄り添った優しい学校づくりを教育委員会が行われるよう、基本方針についてさらに地元と協議していかれるようお願いしたいとしています。このことについ

て、教育委員会として所見をお伺いいたします。どうでしょうか。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長（宮脇有子君） 河内小学校を考える会、河内まちづくり連合会、河内小学校保護者の方からの小規模特認校制度についての要望に関しましては、本市の小規模特認校の考え方を改めてお話ししたところでございます。場所につきましては、既存または閉校となった学校の中から施設設備等の状況を総合的に勘案して選定するということをお伝えしております。引き続きの情報交換もそのときにお伝えしております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） 何度も申しますが、教育委員会がめざす小規模特認校の設置を進めることは、三次市において大きな損失となるのではないでしょか。子供の未来を考えるなら、一度立ち止まって多くの市民の声を聞いて考えることが必要であると私は思います。それでもこのまま進めていこうとするのですか。もう一度お聞きします。できたら教育長、お願いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長（迫田隆範君） 今、部長からも申し上げた流れ、そして今後の方針については、答弁をさせていただいたとおりですけれども、あえて補足を少しさせていただきますと、この小規模特認校という本市の考え方ということにつきましては、学校のあり方に関する基本方針の策定委員会の中においても、意見とか協議というふうなものが幾らか出てきた経緯もございます。いきなりこういったものが出でたというものではありません。

例えば、第3回においては子供の多様化への対応ということで、具体的に他市の小規模特認校の例というふうなものが挙げられたり、あるいは次の第4回においては、学びの環境の広がりの議論の中で、一人一人を大事にした教育を進めていくためには何を考えるかということについて、学びの多様化学校と小規模特認校の導入の検討というのも挙げられております。また、次の第5回においては、小規模特認校というのは学校に行きにくい子供や集団に居づらい子供が、少人数規模であれば行けるという環境をつくるということが、全ての子供、本市の子供を支えることになるといったような協議も出ております。そして第6回、最後でございますけれども、この具体的な本市独自の小規模特認校というふうなものをやっていくということは、本市の魅力ということや再配置後もほとんど学校は小規模校となる中で、この小規模特認校の在り方、これを全体的な位置づけの中で整理していくということについての必要性ということについても議論をしていただいたという経緯もございます。これは全て公開の中で行つたものでもございますし、こういった議事録についてもホームページに掲載をいたしております。そ

いった意味でも、これから、おっしゃるとおり小規模特認校についての私どもの考え方というのは繰り返し、また多様な機会を捉えながら説明はさせていただく。その中でまたいろいろ意見も聞かせていただくということも含めて、よりよい、また本市の小規模特認校、今進めようとしているものについて御理解を頂くとともに、具体的な制度設計を進めていきたいと考えております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 9月に出た小規模特認校の具体的なものから全然変更はないと、変わっていないというのが今の答弁で聞かれると思います。地元とすれば、河内の皆さんとすれば、その間に何とかできるものがあるんではないかということで協議を進めたいというんですけれども、全然そこの変わる気配がないということがよく分かりました。でも、そういう学校をつくったのでは、いい学校とは私は思いません。よその事例を見ても、そういう小規模特認校は見当たらないというのがあると思います。もうちょっと市全体で議論を進めて、どういう学校をつくるのかということを考えていただきたいということを申して、次の質問に移りたいと思います。

それでは、中小商工業者への物価高騰対策の支援についてお伺いをいたします。消費税増税や社会保障の改悪が繰り返し行われております。国民負担を大きく増大させてきたこの30年間、経済停滞を招いてまいりました。大企業は利益を上げてきましたが、高市政権は国民が望んだ消費税減税や廃止、裏金政治の一掃に向けては背を向けて、物価高騰から暮らしを守る経済の立て直しなどの対策は何らありません。暮らしがこれだけ大変な時期に、軍事費、防衛費ともいいますが、GDP比2%の前倒しで補正予算を行うなど、10月の物価は3%も上昇し、50か月連続上昇です。実質賃金は9か月連続マイナスの状態です。物価高騰、特に米価の高騰には政府の対策は何もありません。このような中で、中小企業の賃上げへの政府の支援もなかなかありません。広島県の北部においては、過疎化、高齢化で地域経済の縮小が進んでいます。支援を受けられない業者や価格転嫁ができないなど、事業の継続ができなくなってきたおるのも事実です。何とか三次市独自に中小商工業者への支援ができるんだろうかということで質問をいたしますが、まず三次市の起業支援事業補助金の条件緩和について、三次市の起業支援事業補助金については、補助対象の要件として、20歳以上69歳以下の者を対象としておりますが、新規起業者の中には10代から起業する者や、また70を過ぎてから起業して頑張ろうという方もおられます。年齢制限を解除し、多くの皆さん、若者からちょっと高齢の方まで、起業を応援できるようにできるのではないかと思いますが、検討してみてはいかがでしょうか、お聞きします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉産業振興部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 三次市起業支援事業補助金の年齢制限は、現在20歳以上69歳以下としております。この理由といたしましては、市として補助金を交付して支援していくに当たっては、長い期間事業を継続していただきたいと考えていることがございます。起業して安定した経営基盤を確立するためには、一定程度の年数が必要であり、補助金を交付した起業者にはしっかりと事業を継続していただき、事業の効果を最大限発揮していただくため、最低限の年齢制限を設けさせていただいているところでございます。しかしながら、若い方や70歳を超えてから起業したいという方もおられると聞いておりますし、同様の支援制度を実施している市町において年齢制限を設けていない市町もあることを踏まえまして、商工団体と協議し、年齢制限については検討していきたいというふうに考えております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） ぜひとも早急に検討して、高齢ではないですけれども、70歳過ぎてから頑張ろうという方にも支援をしていただきたいというふうに思います。

続いて、これも営業に関わるんですけれども、営業時間が17時以降の皆さんの場合、補助対象外となっているんです。夜間のみ営業する事業所もあるのではないかと思います。昼も夜も営業では負担が大きくなり大変です。補助対象に含めるべきと考えますが、対象についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 現在の補助要件として、昼の営業があることを条件とさせていただいております。この理由ですけれども、業種にもよりますが、昼間の時間帯に商店街や市街地で営業していただくことで、新たな人流を増やす効果が認められることや、さらには観光客や買物客、子育て世代や高齢者が利用しやすい時間帯に営業していただくことで、地域の賑わい創出と回遊性の向上が見込まれることが主な理由としております。また、補助金という公金で支援する以上、より多くの住民が恩恵を受けられる時間帯の提供が望ましいといった判断にもよるもので。一方で、夜の賑わいづくりというのもまちの活性化の観点から必要であると考えておりますので、営業時間の要件については、商工団体等にも相談しながら検討していきたいというふうに考えております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） ぜひとも、これもしっかりと取り組んでいただきたいということで、夜だけでも一生懸命頑張ってやるという方もいらっしゃいますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、既存事業者への支援で継続できる補助金の必要性についてお伺いいたします。三次市内で事業をやめる個人事業主も多々いらっしゃいます。市内には中小企業が多く、中小企業を守ることが市の発展につながると思います。そのため、既存の事業者への支援こそ必要ではないでしょうか。ところが、申請手続が複雑であるということも含めて考えると、もうちょっと簡素化してほしいとか、検討が必要ではあると思いますが、その辺についての見解を伺います。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 本市では既存事業者への支援としまして、企業の人才確保を支援する人材確保支援事業補助金や多様な人材確保支援事業補助金、外部人材を活用し、生産性向上や経営課題を解決するための支援としまして、外部人材活用支援事業補助金、経営力向上支援の三次市小規模事業者経営持続支援事業補助金や三次ブランド販路拡大支援事業補助金、事業承継支援事業補助金などがあります。このほかにも、小規模事業者経営改善資金の借入利用者に対し、1年分の支払利子を交付するなど、既存事業者への支援を実施しているところでございます。引き続き、既存事業者の支援に向け、関係機関、団体と協議検討を行ってまいりますし、申請の手続につきましても、現在必要最低限の書類の提出等を求めるということで、かなり手続については、国等に比較すれば簡易な手続になっておろうかというふうに思っておりますが、引き続き、提出書類等についても関係団体の意見を聞きながら、検討していきたいというふうに考えております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） ぜひとも検討していただいて、具体的なものについては今後大きな課題になってくると思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に換価の猶予についてお伺いいたします。国民健康保険税や市民税、また固定資産税の滞納の方、払いたくても払えないで差押えになっている方がおられるようです。例えば、国保税の差押え件数、昨年度のを見ましたら137件となっているようです。隣の庄原市じゃ5件しかないんですが、滞納者、つまり中小企業を含める一般市民に対して、条例にある納税緩和措置として換価の猶予がありますが、実際にこれが機能しているのでしょうか。今回、換価の猶予についての質問で、条例が必要ではないか質問する予定でしたが、条例があるということが分かりましたので、確かに条例はありますので、普通にはなかなかこれは見つけられませんでした。ホームページにも載っていないのではないかと思います。これでは申請の仕方など分かりません。ホームページにも市民に分かるようになっていないということで、市民から申請することはなかなかできないのではないかでしょうか。市民に分かるように、換価の猶予の制度を機能して、市民を守っていくことが大事ではないでしょうかと思うのですが、所見をお伺いいたします。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 松本市民部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長（松本英嗣君） 換価の猶予制度でございますけれども、こちらにつきましては市税を一時的に納付することにより事業の継続性、生活維持が困難となるおそれがある場合に申請することで、財産の差押えや差し押された財産の売却、いわゆる換価が猶予される制度でございます。先ほど議員からもおっしゃっていただきましたように、本市においてもこれにつきましては規定があり、換価の猶予、徴収の猶予の制度を適用する中で、税制上における緩和措置を行っております。現在は納付が困難な方については適宜相談に応じ、収支等の実態を把握した上で、双方合意の下で原則年度内に全て納付いただける範囲内で、月割りによる分割納付誓約を交わし、納付いただいている状況でございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） これは、納税者の方はこういう制度があるということはなかなか御存じないと思います。だから市のほうからそういうことで換価の猶予があるから分割にしてくださいとか、そういうことを提案されるんではないかというふうに思うんですが、そこら辺がどうなのかということをお聞きしたいと思うんです。そういうことできちつとするならば、昨年の差押え件数137件という数が出てこないんじゃないかと思うんですが、その辺の見解はどうなんでしょうか。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 松本部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長（松本英嗣君） この制度につきましては、まず納付につきましては収納課の方に一旦御連絡を頂いて、今どのような状況であるということの御相談を頂くと。まずそれが第一だというふうに考えております。その上で、いろいろな状況をお聞きして、面談をし、資料を確認し、そして納税者の方と約束をして納付をいただいているというような状況でございます。差押え件数が多いのは、その中で約束が履行されないであります。そういうところでやむを得なく納税の公平の観点から行っているものでございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） だからその差し押さえられた方ですよね。その後どうやって生活するんでしょうか。差し押さえれば済む問題ではないというふうに私は思うんですが、換価の猶予に基づいて分割してくださいとかいうことになるけど、それを支払う能力のない方というのは当然出てくると思うんですよ。そういう方の相談を受けたこともあるんですが、なかなか対応が難

しくて前に進まないということもありました。だから、本当に困っている方を助けるためにも減額、また分割でということをしっかりと対応していっていただきたいということで、このことについて何かありますか。

（市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松本部長。

〔市民部長 松本英嗣君 登壇〕

○市民部長（松本英嗣君） 納付によって、納付のことでお困りの方等ございましたら、ぜひとも収納課のほうに一度、とにかく御相談を頂くということでお願いしたいと思います。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 分かりました。相談に伺わせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

この項最後になりますが、先の質問者からもありましたが、いろんな条例制定のことが出てまいりました。今回、前にも質問したことがあるんですけれども、中小企業振興条例についてお伺いいたします。広島県は既に広島県中小企業・小規模企業振興条例を制定していますが、市においては多くの事業所は中小企業や小規模事業者です。持続発展を目的として、小規模企業振興条例が必要であるというふうに考えますが、市の見解について一応お聞きいたします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 本市では第3次三次市総合計画に基づき、中小企業、小規模事業者、商店街等に対する補助事業などの支援を幅広く実施するなど、中小企業、小規模企業の経営安定に向けた取組を行っており、条例の制定までは考えておりません。中小企業基本法や小規模企業振興基本法に基づく具体的な施策につきましては、引き続き地域の中小企業者の振興に資するよう、関係機関、関係団体と協議し、検討を行ってまいります。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 前回と同じ答弁でありましたけれども、ぜひとも中小企業振興条例に基づいて、業者の皆さんができるだけ頑張っていかれるような条例をつくっていただきたいということを申して、次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事務手続の誤りについてお伺いをいたします。中小業者を始め市民の皆さんには物価高騰や消費税、または住民税、公共料金の支払いが本当に四苦八苦しておられます。そういう中で、6,612万9,000円が国から

もらえなかったということで、市の予算を使うこととなったことに不安を持たれ、多くの意見や苦情が私のところにも届いております。市にも届いたと聞いております。本定例会の初日に、市長20%、副市長10%の減給については採択がされましたが改めて質問いたします。

この原因についてお聞きいたします。原因については、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を翌年度にわたって引き続き実施するに当たり、2か年度にわたる事業の交付金は事業終了年度にまとめて交付を受けるものであるところを、交付金制度や手続の認識誤りにより、各年度分ごとに交付を受けるよう国に対して誤った事務手続をしたためとなっております。収入できない交付金が発生しました。そのため収入できない交付金相当額は一般財源で処理することとなりますとしています。

まず、この手続の誤りですが、なぜ起ったのか。どこの手続がどのように間違っていたのか、詳細について説明を求めたいと思います。どのように誤ったのかということで、交付金制度や手続の認識誤りがどこでどのように起きたのか、また職員体制はどうであったのか、ダブルチェックができなかったのか。この辺も含めて詳しく説明を求めます。

（経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 笹岡経営企画部長。

〔経営企画部長 笹岡潔史君 登壇〕

○経営企画部長（笹岡潔史君） このたびの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事務手続の誤りにつきまして、交付金の概要と経緯を御説明させていただきます。この地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰の影響を受けました生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するということを目的に国から交付されるものとなっております。令和6年度の交付金事業につきまして、国から示されておりました対象事業は、低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金、定額減税一体支援枠と推奨事業メニュー枠の2つとなっておりまして、三次市におきましては、令和7年1月の市議会臨時会におきまして、全体事業費4億9,947万8,000円の補正予算の承認を頂きまして、事業を実施しているところです。この交付金につきましては、令和6年度内に全ての支払いが完了いたしました事業につきましては、令和6年度に国から市に対して交付をされることとなっております。一方で、先ほどもおっしゃっていただきましたように、令和6年度と7年度の2か年度にわたって行う事業につきましては、国に対してその事業費の全額を令和7年度の予算に繰り越すという手続を行うことで、令和7年度におきまして、国のはうから市に交付されることとなっております。

今回の誤りの事案につきましては、市が令和6年度と7年度の2か年度にわたって行う事業につきまして、その事業に係る全額を令和7年度に繰り越すように国に対して手続をすべきところを、認識の誤りによりまして、令和6年度内に支出をいたしました事業費の部分と令和7年度に支出をする事業費の部分とをそれぞれ区分して繰越手続を行いましたため、令和6年度分として区分をいたしました金額のほうが結果的に不交付となったものでございます。この過程におきましては、担当の部署におきましてそれぞれ役割に応じてチェックをしておりますけ

れども、担当者が原案を作つて上司のほうで内容の聞き取りや全体の金額の検算などの確認を行つておりましたけれども、全体的な制度についての繰越しの手続の考え方や書類の記載方法などの詳細まで十分な確認に至らず、事務の誤りが生じたものでございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） その職員、担当者は1人でやっておられたんですか。ダブルチェックとか、上司との関係では2人体制になるかもしれないけれども、そのものをしておられたのは、1人の職員でやっておられたのかどうかということをお伺いします。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 笹岡部長。

[経営企画部長 笹岡潔史君 登壇]

○経営企画部長（笹岡潔史君） 収納担当者は1名でございまして、各担当の係長、担当の課長との中でチェックを行つておりました。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） 大体、物事というのはそういうふうに、市の中では進んでおるのかと思いますけれども、やはり1人の課長、係に負担がかかってきておるのではないかということをちょっと心配するところなんですが、それをまた上司である課長がチェックできなかつたというのはどういうことなのかというのが、非常に疑問に思うところなんですけれども、ここら辺がもう少し詳しく分かれば、個人攻撃をするつもりは全然ありませんので、よろしくお願ひします。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 笹岡部長。

[経営企画部長 笹岡潔史君 登壇]

○経営企画部長（笹岡潔史君） この交付金事務に関わらず、職階といたしまして、担当者、担当係長、担当課長、場合によつては部長、またその過程におきまして、合議という形ですけれども、関係の課にも確認なりそういったチェックをする体制を取つておりますが、今回の全体の交付決定については、既に財政部門のほうの合議も取つておりましたけれども、今回の繰越しの手続につきましては、もう全体の金額が確定した後の手続ということで、担当部署のみで確認作業を行つたところです。その中で、先ほどもちょっと申し上げましたように、国の交付金の制度に対する理解が不足をしておりまして、結果的に皆様に御迷惑をかけた事案となつておるところです。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） こういうことがあっちゃんといふと思うし、例えば国からの通達がどうであったのかということも含めてお聞きしたいんですけども、今いろんな意味で、いろんな形で国からの通達とか県からのというのが入ってきておると思うんです。そういう中で、職員に本当に負担になってきておるんじやないかということを私は大変懸念するところなんですけれども、それをしっかりと理解していくのが市の職員であると私は思うんです。ぜひとも、負担であるかもしれないんですけども、その負担を解消していくような体制というのもつくっていかなきやならないというふうに私は思います。

そういう中で、今回追加交付となったのが幾つかありますよね。社会福祉施設等物価高騰対策支援事業については、94万円は収入になっとるけどあとがもらえなかつたとか、ひとり親世帯生活応援金214万円、残り1,063万円がもらえないということですね。その差というのが、さっき言われた説明の中で対応できているのか、だけど残りの分はもらえなかつたというふうになっとるんですけども、そこら辺のお話がちょっと私理解できんので、説明をお願いできればと思います。

（経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 笹岡部長。

[経営企画部長 笹岡潔史君 登壇]

○経営企画部長（笹岡潔史君） 今回の交付金は、先ほど申し上げましたように、低所得の世帯支援枠という1つのメニューと推奨事業メニュー枠というふうになっております。低所得世帯支援枠のほうは、国の方で住民税非課税世帯、1世帯当たり3万円を交付するという必須のメニューとして設定されておりました。交付の内訳といたしましては、三次市では予算を基に最終的に国に交付申請をいたしまして、交付決定額が4億734万4,000円の事業全体を国から認めてもらっておりました。事業を令和6年度に行いました結果、令和6年度には165万円の事業費につきましては事業が完了いたしております。これが保育施設等物価高騰対策支援事業になります。これは推奨支援メニュー枠の1つです。それで、国への交付金の申請ですけれども、本来ありましたら、165万円を引きました4億5,694万円を令和7年度に実施しますよということで、国に交付申請すればよろしかったのですが、先ほど申し上げましたように令和6年度と7年度でそれぞれの事業進捗状況によって金額を分割いたしましたので、令和6年度に2億3,759万2,000円の交付額、令和7年度分といたしまして1億6,810万2,000円というふうに分けて交付を申請いたしました。その場合、誤った考え方になっておりますので、令和6年度分として手続をいたしました2億3,759万2,000円につきましては誤っているということで、国の方からここのところは交付対象外となりますという連絡を受けております。その後、県を通して国へ追加交付の要望を行いましたところ、2億3,759万2,000円のうち国が必ずやりなさいと言っている必須のメニューとなっております低所得者分のメニュー枠についての1億7,146万3,000円につきましては、追加交付をしてもらえる見込みとなっているものです。その結果、差額の6,612万9,000円が収入できなくなっているという状況にあります。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） それなりに理解をいたしました。それで受け取れなかつた6,612万9,000円、これを一般財源で措置するということですが、一般財源のどの部分で措置するのかお伺いいたします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 桑田総務部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長（桑田秀剛君） このたびの交付金対象事業につきましては、令和6年度に既に実施して支出済みの部分でございます。本来であれば交付金を充当する予定でありましたけれども、交付金を受けられなかつたために、令和6年度の歳入のうちから市税、地方交付税などの一般財源により対応することとなつたものでございまして、いずれも令和6年度決算において歳入歳出確定済みでございます。よつて、令和7年度に新たに一般財源が必要になるというものはございません。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） だから、もう市のお金で出しておるということで、後から入ってくる金が入つてこなかつたという解釈でよろしいですね。この国とか県とかの認識の誤りで交付金が入らなかつたり、消費税の申告の誤りであつたりというのが以前あつたと思います。また、私の記憶では、大分前になりますが、中山間地域等直接支払事業において、傾斜の取り方が誤りであつたということで、多くの集落が返済をしたということもございました。私もその集落の1人で100万円を返済するということが起つりました。具体的には職員体制の育成とか徹底とか今後の再発防止に向けた取組をどのようにしていくのかということで、所見があればお伺いいたします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長（桑田秀剛君） 特に今回の件に際しましての再発防止策といつしまして、国県支出金に關わります交付申請などの事務処理に關しまして、関係課の連携強化、制度の理解度の向上とチェック体制の確立、スケジュール管理の徹底の3点について、改めて事務処理の見直しを行いました。

関係課の連携強化につきましては、複数課にまたがる国県支出金等の事務執行においては、適切なタイミングで関係課会議の開催によりまして情報共有、事務手順の確認をそれぞれ行い、歳入担当課と歳出担当課が連携して、所管事務について責任を持って事務処理を行つてまいり

ます。

2点目の制度の理解度の向上とチェック体制の確立につきましては、課内、係内で制度内容自体をしっかりと情報共有し、制度内容を複数でまず確認するという体制を整えた上で事務処理を行うとともに、国県支出金等の年度繰越がある場合には、財政課に事前に説明を行って内容を確認いたします。

スケジュール管理の徹底につきましては、交付申請期限等の可視化によって、複数でスケジュールをしっかりと管理することといたします。

これらの内容につきましては、11月6日に部長会議で徹底するとともに、庁内に通知をしておりまして、全職員に適正な事務処理の徹底を図り、再発防止に努めるとともに、一つ一つの事務を確実に行い、職員が一丸となって、市民の皆様からの信頼を取り戻せるようしっかりと取り組んでまいります。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） これは本当に市民の皆さん、不安を持たれた方が多くおられます。苦情や意見があった。この6,600万円の予算があれば市民生活への活用ができるのではないかとか、ちゃんとしてほしいという思いからだと思います。多くの市民の皆さんには物価高騰で悲鳴を上げておられます。来年度の予算に影響はどれだけあるのかお聞きしようと思ったんですが、今のところ影響はないということではありますが、特に米価で言えば5キロが5,000円を超えており。消費者の皆さんには安い古々米や輸入米を求めておられます。再び米価は下落し、さらに農家は減少していくことになりかねません。このたび農業センサスの結果も出ましたが、この5年間で全国で34万2,000人の減少となっております。基幹的農業従事者は102万1,000人まで減少しているということです。三次市の結果はどうなっているのか聞きたいところでございます。農家への支援も使えるのではないか。それから、何度も申してまいりました給食費の無償化を求めてきたので、来年度から国は無償化するようなことを言っておりますが、例えば3学期はもう先取りして無償化することもできるのではないかというふうに思います。今回の附帯決議にあるように、説明責任を果たすとともに、市長を先頭に全職員格段の努力により市民の信頼回復をすることとしております。口先だけの体制づくりではなく、本気でそういう決意を持って市民の皆さんにおわびをしていただきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わります。答弁ありますか。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長（細美 健君） このたびの交付金の誤りによっての一般財源の処理につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおりでございますし、また直接的に事業縮小、事業取り止め、こうしたところに影響がないのは先ほど御説明させていただきましたし、また議員からもおつ

しゃっていただきました。また、今後の事業の考え方、一般的なところにはなりますけれども、こうしたところについては事業の必要性を財源と併せて考えさせていただいて、必要な事業をきちんとやっていくように、財源は確保していかなければならないというふうに考えておるところでございます。今回、一般財源に影響を与えたという状況になってございますので、こうした点については、私どもも大変真摯に受け止め、そして今後、先ほども事業に影響を与えないと申し上げましたけれども、そういうことにならないように、繰り返しにはなりますけれども、自主財源の積極的な確保、事業の効率化による歳出全般の削減、こうしたことにまさに全庁挙げて取り組んでまいり、市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいというのを強く思っているところでございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） それでは終了いたします。最後の質問者でした。ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第102号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

○議長（山村恵美子君） 日程第2、議案第102号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第102号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第102号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。本案は、令和7年人事院勧告及び国家公務員給与制度改革に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。その主な内容は、職員の給料表の改定、期末手当、勤勉手当の支給月数の引上げ等を行おうとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は総務常任委員会へ付託いたします。  
お諮りいたします。

明日から12月11日までの8日間、委員会審査等のため本会議を休会とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村惠美子君） 御異議なしと認めます。

よって、明日から12月11日までの8日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。各委員長から、委員会審査日割表のとおり委員会を開催する旨、申出がありました。資料についてはタブレットフォルダ内に掲載しておりますので、御確認ください。

三次市議会では、明後日から常任委員会の審査状況などをケーブルテレビで生中継いたします。明後日12月5日金曜日は総務常任委員会、来週8日月曜日は教育民生常任委員会、9日火曜日は産業建設常任委員会、そして10日水曜日は予算決算常任委員会の審査状況を生中継いたします。放送開始はいずれも午前10時を予定しております。どうぞ御視聴ください。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 3時 6分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年12月3日

三次市議会議長 山 村 惠美子

会議録署名議員 掛 田 勝 彦

会議録署名議員 藤 岡 一 弘